

平成25年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成25年12月19日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成25年12月19日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年12月19日 9時34分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成25年12月19日 15時20分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	2 番	向 出 健		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成25年第4回笠置町議会会議録

平成25年12月12日～平成25年12月19日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

平成25年12月19日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時34分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） おはようございます。5番議員、瀧口です。

一般質問。町営住宅の件について質問いたします。

質問内容が6点ございますけれども、6点一緒に言うところとちょっとややこしくなりますので、1点目と2点目、質問させていただきます。

1点目、現在町営住宅に入居しておられるのは何軒ありますか。また、入居可能な空き家は何軒ありますか。

そして2番、入居資格について、それと保証人についてお尋ねしたいと思います。

すみませんけれども、答弁のほうは、数字のほうおっしゃるときにちょっとゆっくりめに大きな声でお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町営住宅の現在入居しておられる数は、入居者数は3団地合計しまして51軒でございます。それと、入居可能な空き家ということで、現在6軒、合計3団地合わせて6軒でございます。

それから、入居資格についてということで、入居資格と保証人ということでございます。

まず、入居資格でございますが、笠置町の条例にも書いておりますけれども、まず現に同居しようとする親族があることということ、それと現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること、笠置町内に住所または勤務場所がある者、公営住宅法で定められた収入の範

困であること、それから国税と地方税とを滞納していないこと、それと入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人になりますが、これが2人以上あることというふうになっております。

その中で、60歳以上、または身体障害者手帳等を受けておられる方、その他もございませうけれども、そのような場合は単身でも入居の資格があるということになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今現在、6軒入居可能な空き家があるとおっしゃいましたが、私が見回すところ1軒か2軒、もう修理不能のような状態の住宅があるように思われます。余り使われていないというような集会所もあります、その点、そういうもう使えそうにもない住宅とか集会所等の管理、今後はどのようになさっていかれるつもりでございませうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございませうが、現在1戸、特に古い住宅でございませうけれども、平屋建ての分につきましては、もう出て行かれた後、入居するのがなかなか、修繕とかいろんなものにお金がかかりましてできない部分があります。今後は、来年予定しております住宅の長寿命化計画というのを予定しておるんですけれども、それに基づきまして、取り壊しの計画にもしていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

取り壊しということでございませうね。わかりました。

集会所のほうの質問は答えておられませんが、いろいろ事情があつて、なかなか難しいところもあると思ひますので、2番の資格のほうについてお聞きします。

人口が減少をしていく中で、先ほどの町内の条例のあるとおり、そのままを適用していたらなかなか町営住宅に入る資格はないと。収入の面もいろいろありますけれども、それに関して、条例を変えなければいけない問題も出てくるかと思ひますけれども、先ほどの入居資格を聞きますと、ちょっと難しいと。それで、笠置町の町営住宅以外に何年か住んでいて、住宅に入る資格があるということになると昔聞いたことがあるんですけれども、そういう資格は収入がなくてもいけるものなんですか。それとも、何年住んでいたら住宅に入る資格があるというようなことはわかりませうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、先ほどちょっと早口で申し上げましたのでわかりにくかったかと思えますけれども、入居資格のところ、笠置町内に住所または勤務場所がある者という方は、ほかの項目に合致しておれば入居資格があることになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 私も早口だったかもわかりませんが、私が聞いておるのは、入居資格があるのに何年とか何カ月、町内に住んでいたらいいかということをお聞きしているわけです。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 笠置町内に住所または勤務場所があるということで、何年住んでおらなければならないということをございませぬ。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

住んでおればいいと。それで、お話ししたいんですけども、条例、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、ますます人口も減る中、笠置町に住民票を移せばすぐというても難しいでしょうけれども、1週間とか一月とか、そういう期間を設けて、住宅をあっせんするというような手配は、これから先も条例を変えない限りはできないものなんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほど申しましたけれども、まず住所か勤務先があれば入居の申し込み資格はありますので、それにつきましては特に条例を変える必要はないと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） ちょっとわかったような、わからんような答えでしたけれども、割と住宅入居は、手続きは比較的簡単であると。

もう一つ、保証人の件についてお答え願いたいと思えますけれども、保証人は、町内在住で入居者と同額程度の収入がある方と先ほど答弁でお答えなさいましたけれども、町外とか府外、京都府以外のところに住所を持っておられる保証人では、これは保証人になる可能性はないんですか。その点お聞きいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 保証人につきましては、町内に住んでおられるというような規定にはなっておりませんので、町外の方でも可能ではございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

保証人の件については了解いたしました。

それでは、3番、4番、5番と質問条項がありますけれども、順次申し上げます。

家賃の価格設定の件についてです。

まず、家賃の価格設定、敷金、保証金はいるのか。収入に応じて家賃が変わったりするのか。その他、建坪や車の置き場と建築年数（家屋の状態も含む）、庭や物干し場の有無等、家賃の設定基準はどのように決めておられますか。お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。家賃の価格設定ということで、順番にお答えしたいと思います。

まず、敷金、保証金でございますが、敷金は家賃月額の3カ月分をいただいております。保証金はございません。

それから、収入に応じて家賃が変わるかということでございますけれども、これも公営住宅法に基づきまして、現在は家賃は応能益ということで、収入に応じまして段階がありまして、それに基づいて計算した家賃になっております。

それから、建坪とおっしゃいましたか。あと車の駐車場、それと建築の年数とおっしゃったと思います。建坪につきましても、建坪ではございませんけれども、延べ床面積ということでちょっとお答えいたしたいと思います。

1階建てで28から35平米あります。それから2階建ての住宅では51から74平米でございます。それから、駐車場については定義しているものはございませんが、スペースがある部分につきましては、住宅の中で自由に使っておられるところが現状でございます。

それから、建築の年数は、1階建ての部分では、1番古いのが昭和28年に建てられていますので、ことしで60年目になっています。それから、29年に建てられてもの、30年に建てられてものがございます。これは木造でございます。それから、2階建ての分でございますけれども、昭和49年、50年、52年、53年、54年と建てられた分がありまして、54年の一番新しいものでは26年経過しております。この2階建ての分は簡易耐火という構造でございます。

それから、庭や物干し場でございますけれども、庭と言えるかというのはわかりにくいところがあるかと思っておりますけれども、団地によって異なりまして、少しはございます。物干し場については、物干し場というそういうスペースの広いということではないですけれど、ある場所もありますが、先ほどの庭と同じように、住宅によって異なります。

それから、家賃の設定の基準ということですが、これは先ほど申しましたように、公営住宅法や町の条例に基づいて決められておりまして、入居される方の全員の収入から家賃の算定基礎額というのがありまして、それを算出しまして、それに市町村の立地係数、それと規模係数、それから経過年数の係数、利便性の係数という、こういうものがありまして、これを掛けて、掛け算をしまして家賃を算出することになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

非常に計算が難しそうで、ちょっと計算の仕方もわからないんですけれども。これ建設課長にお聞きしたいんですけれども、最低の入居費用と最高の入居費用と平均額は一体どのぐらいになっているのか、わかりましたらお答えいただけますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっと資料が持ち合わせてない分もありまして、最低の金額は、私の今記憶するところでは500円から最高が4万円台と記憶しております。細かい数字は、申しわけございませんけれども持ち合わせておりませんので。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

随分幅があるようでございますね。設定難しいと思っておりますが、これから入居される方のためにも、今住んでおられる方のためにも、ひとつわかりやすい設定というのをしていただきまして、住んでおられる方にできるだけ速やかに、これこれこういう理由でこういう値段があるのだよということを教えていただいたら結構かと思っております。

続きまして、町が負うべき営繕の範囲についてと借り主が転居するときの義務、これについてお答え願いたいんですけれども。

ちょっと待ってくださいね。初めの質問ですけれども、雨漏りや水道管や排水のふぐあい、照明、冷暖房、敷地内やその付近の除草、壁や柵、附帯する道路や階段の修繕等ですね。この辺のほうはどのようにしておるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございますが、まず町が負うべき営繕の範囲、修繕とかの範囲ということでございます。

基本的な考え方といたしましては、主要的な構造物であります屋根、壁、ドア、床等、ほかにもございますけれども、それは町が行うというふうになっております。その他消耗品、入居者の持ってこられたもの、もちろんそういうものにつきましては入居者のほうが行うということになっております。

先ほどおっしゃいました雨漏り、水道排水のふぐあいというので、基本的に最初からついているものにつきましては、主要的なものということで町が行います。照明というのは、入居者の方がつけられたものについては町が負担するものではございませんし、また冷暖房などは入居者の方が持ってこられたものですので町が行いません。また、敷地内とかその付近の除草につきましては、入居されているところにつきましては、入居者の方がやることになっております。壁や柵、附帯する道路、階段等とおっしゃいましたけれども、町が、入居する前に設置していた構造物になるかと思しますので、これにつきましては町が行うことになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

町の営繕負うべき義務、大体わかりましたけれども、住宅も団地によっては今一番被害が出ているんですけれども、とい等の詰まりね。そして、屋根の上を猿が歩いて瓦がずれるとか、兄ちゃん何とかしてよといろいろ言われるんですけれども、それに関して住宅に住んでおられる方が若い方やったら、はしごでびよびよっと上って取ってくれはるねんけれども、いかんせん高齢者の方が多いと。そういう方に関して、役場の職員なり、また業者なりが手を貸していただくということはあるですか。借り主がお願いしたら、そういうことができますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございますが、屋根というのは主体的な構造物で、入居の方が勝手に上っていただくということは危険が伴いますので、町がやっていくべきだと思います。そういう話、時々聞いております。やっぱり危険なところにつきましては、業者さんのほうにお願いして、町のほうがやっていくようにしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ありがとうございます。ひとつ、手厚い補償のほうよろしくお願いを申し上げます。

先ほど申しましたように、借り主が転居するときの義務というのを、ちょっと条例に余り書いていないように思われましたので、これは簡単で結構ですのでよろしくお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 借り主が転居するときの義務ということなんですけれども、基本的には入る前の状態にして、持ち込んだものというのは撤去していただくと。水道、ガス、電気等、物じゃなしにそういうものの精算と停止をやっていただくとか、直接は目に見えないものでございますけれども、あとは、家賃の精算、鍵の返却、それと最後に町の検査を受けるということがあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

だから、町の検査が通らなければ、預かった敷金を返さなくてもよいと理解してよろしいですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今、申しあげましたように、全て終わって町が確認した上で、敷金を返すことになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

川西さんの答弁、ちょっと食い違っておるんですけれども。私は、町の検査が通らなければ、借り主が入居するときに支払った敷金3カ月分は返さなくてもよいのですかという質問をしたつもりですけれども。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 検査が完了しなければ、検査が終わってなければ敷金は返さなくてもいいかということなんです。逆に、私さっき言い方が間違ったかもしれませんが、そういうことになります。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

わかりました。返さなくてもよいと。

それで、町営住宅で最後の問題をお聞きしたいと思います。

今後、町営住宅、今51軒あって、入居なさっておられた6軒の空き家があると、57軒町営住宅があるわけですが、今後この57軒の町営住宅と、今後またふやされるのか、はたまた古いところは、退去なさったらすぐに取り壊していくのか。そういう今後の対策について、これ、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 瀧口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

笠置町の町営住宅は、公営住宅法によって管理運営をしております。今後、ふやすかどうかということですが、先般も何人かの議員から町営住宅の建設についてということで御質問をいただいた経緯がございます。その際にも、私は現在のところ、町営住宅を増設するというんですか、建てる予定はございませんということを申し上げたと思います。

その中で、これからの町営住宅でございますが、先ほど建設課長もちらっと申し上げましたが、平成26年度に長寿命化計画を立てる方針であります。その計画の中で、これから住宅をどのようにしていくかということ、コンサルを含めて検討してまいりたいと思います。現在6軒の空き家がございますが、その空き家についても利用促進の意味からも、この平成26年度の長寿命化計画の中で、全てのことをうたっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

答弁わかりました。それで、この問題に関して、これは質問ではございませんが、私一議員の要望としてお願い申し上げます。

南山城村、笠置町、和東町においては、若い方が移住なさっておられる。加茂町駅前や木津川市の新興住宅のほうへ移住なさる方がたくさんおられます。そしてまた、この町も毎年四、五十名、人口が減ってきております。このままいきますと、地域はますます過疎化になりますので、どうですかね。ちょっと笠置駅前周辺あたりに町営住宅なり、住宅会社に来ていただいて新しい住宅を建てて、人口ふやすと。とにかく産業をたててこの町で人口をふやしたり、観光を活性化して人口をふやすというのはちょっと無理があると思われるので、まず住む場所を確保して、人口増加につながるようにすると。

何と云っても、木津川市の兜台、光台に比べて地価は5分の1、6分の1、加茂駅前に比べても地価は4分の1程度です。不便や不便やと言いつつながらも、JRは1時間に1本程度あります。その中で、価格の安い、入居費の安い住宅を何軒か建てるような計画を打ち出す

と、これから先一番人口の増加につながる要点、かなめが見えてまいると思います。ひとつ、難しい問題もいろいろあろうかと思いますが、あの辺あたり、笠置町、JRあたり周辺に住宅計画ができますことをお願いいたしまして、私のこの要望といたします。ありがとうございます。

続きまして、それに関連するような質問なんですけれども、空き家対策についてお答え願いたいと思います。

今、登録しておられる空き家は、この前の質問で9月議会では2件ということになっておったと思いますけれども、その後ふえたのか減ったのか、また進捗状況はどうなのか、わかりましたらお答えしていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家の登録の件数でございますが、9月議会のときに2件と報告させていただきましたけれども、現在におきましても2件の登録でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君

5番（瀧口一弥君） 2件ですか。

実は私、ことしになってから町外移住者の方で、笠置町に住みたい、何かいい空き家はなにかというお問い合わせを3件受けまして、1件は役場のほうへ、町のほうへ紹介して、あとの2件のほうは私の個人的に近所にありますので、見に回ってこちら辺で話したろうかというて案内したことがあるんですけれども、結局、話はまとまりませんでした。

というのは、借り主側は結構わかりやすいんですよ。ここ家賃何ぼで借らしてくれへんかと。ただ、貸し主側に非常に問題があるということがわかりまして、貸し主側はとにかく不安だと。不安は何でやというと、仲介となるものの確かな保証がない限り貸しにくいと。その点に関して町にお聞きしたいと思いますが、2件ある空き家に対して、そこへ訪ねて来られた方にはどのあたりまで対応しておられるのか。例えば、契約とか家賃の交渉とか、そういう面でどの程度までかかわっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家に対しての町のかかわりと申しますか、対応を申し上げます。

現在までの対応といたしましては、物件を見せてくれといった連絡がありましたら、登録してくださっている所有者と連絡をとって、日程調整をする中で現地を、物件を見ていただ

いています。それにつきましては、当然私の担当者が同行して行っております。

そして、これまで1件成立した経過があるんですけれども、そのとき私のほうから、借り主のほうに借りたいということでありましたので、再度貸し主と調整して、お会いしていただいて、私ども立ち会いのもとお話をさせていただいたんですけれども、最終的な家賃の決定等については、そういったところの具体的な話については双方で決めていただいておりますけれども、そこまでのことについて、私ども同席といいますか、やっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

わかりました。契約とか家賃の設定については、余りかかわっておられないと。そこでまた、質問じゃないですけど、一応要望としておきます。

貸し主の方は結構おられるんです。でも、貸すときに契約、家賃の設定とかいうとちょっと難しいから、何か、誰か、誰かというかしっかりした業者なり、また町なりが中に入れて、保証、家賃等の契約、その他について決めてくれる中間業者なりがあったら、貸す気はあんねんけども。では、どういうこっちゃということを聞くと、契約書をつくってもうても、契約書を読んでもようわからんと。早い話が甲が乙にとか乙が甲にとかいうたら、あれはようわからんから、具体的に説明してもらて、これこれこういう場合はこうなりまんねんということをしっかりした中間業者なり、また役所なりが教えてほしいと。

それから、その契約書の内容に関してですけれども、早い話が月2万、3万の家賃で貸すと。そのときに、先ほど住宅の問題についてもお聞きしたと思いますが、貸し主の側として雨漏り、水回り等、破損したときには貸し主の責任になると。借家法は大体そうになっているはずですが、しかし、現実には2万や3万の月の家賃で貸して、貸し主がそんな50万も60万もする屋根の瓦の修理やら、ちょっと掘ってコンクリ割って、排水の詰まり直すのに20万ほどかかると。こんな貸し主でよう負担せんやんかと。そんなときに、誰かどこかがそういうのを保証してくれるようなことがあんねやったら貸してもええけれども。

また、もう一つ問題があります。貸し主の場合は大概、家が、中が和室なんですよ。それで、転居して来られた方が若い方やと。子供さんようけいはったら、勝手に洋室に変えられて、出ていかれるときにそのままにされたらどうもならんやないかと、こういう話もお聞きしました。

そういういろんな問題があるんで、そういう問題を解決できるような中間の方、しっかり

した方が入って、契約書をちゃんとまとめていただいたら貸さんこともないでと。私らはそやけど年金生活の年寄りが2万や3万の家賃もろて、雨漏り60万、70万の修理はようせんでと。そういうことがあったときに、誰がその費用を負担するのかを、ちゃんと明確にしないともうたら貸さんこともないでと、そういうお話を頂戴しました。

だから、できる限り、先ほど契約と家賃についてはタッチしてないとおっしゃいましたが、でき得る限りそういう契約のときの内容を把握して実行できる中間業者があれば、もうちょっとこの問題が進展すると思いますので、ひとつ役所のほうにおかれましても、そういう意見があるということをお含みいただきまして、今後の対策に役に立てていただきたいと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡良祐君） 次に、6番議員、石田春子さんの発言を許します。

6番（石田春子君） おはようございます。6番、石田です。

私は、過疎から脱却に取り組みをどのようにされているのか、町基本計画に上げられている計画の実施はどのようになっているのですか。それを2点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど瀧口議員からも過疎ということが出てきております。過疎からの脱却についてどのように取り組んでいるのか、計画はどのようになっているのかという御質問でございますが、やはり全国各地、過疎地域というのがたくさんあるわけでございますが、それらの地域、全てこの過疎からの脱却を目指して頑張っているところでございます。その過疎の脱却事業をいろいろやるわけでございますが、そういった事業の裏には、過疎債等を使いながら、過疎からの脱却を目指しているというところでございます。

笠置町におきましても、やはり過疎債という、こういった非常に有利な起債が起こせるとい、こういった起債を起こしながら町の事業に取り組んでいるという現実でございます。御存じのとおり、この過疎債は70%の交付税が戻ってくるという特典があるわけでございます。笠置町のほかにも京都府下、何件かあるわけでございますが、隣町の、よそのこと言っってはなんです、和束町も同じような過疎債を使える過疎地域指定というのを受けております。同じような事業をやっているわけでございます。

今後、この過疎からの脱却につきましても、非常に多難な道だと思いますが、これは行政の一番大きな責務だと思います。今後、頑張ったいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

町基本計画に上げられている計画の実施はどのようになっていますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま石田議員のほうから、過疎脱却のために笠置町で定めている基本計画の進捗状況という御質問でございます。

過疎を脱却するという意味で、先ほど町長が申しあげました部分で、それぞれの起債を充てております。ただ、その中での事業ということで、基本計画よりも笠置町に過疎計画という計画書を配布させていただいていると思います。その中で、年次計画を定めた中で、事業を実施しておりますけれども、ただ、全てのものがその計画どおりにいっているとは言い切れません。

例えば、笠置山線の事業にいたしましても、過疎債を充てながらいろいろ国の予算の配分等々で実施ができております。ただ、それらの事業について、毎年ローリングなり、ローリングというんですか、できなかった部分はまた翌年度、何ぼかずらしながらまた計画を策定をさせていただいているところでございます。

また、今過疎の起債では、ソフト事業というところにも充てられます。一つの例をとらせていただくならば、笠置町の循環バスも過疎債を充てさせていただいておりますし、また医療等にも過疎債を充てている実情でございます。

今後も基本計画並びに過疎計画を注視しながら、事業を取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

計画どおりにはいかないと思いますけれども、頑張ってください。

瀧口君もおっしゃいましたけれども、今後、笠置町内で定住して、結婚して、出産する方に報奨金を交付して、最低、義務教育終わるまで報奨金をあげたらいかがだと思いますけれども、どう思いますか、町長。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） やはりこれからの子育て支援事業等も含めて、そういった事業にこれから前向きに取り組んでまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そうしたら、保育園児もふえるし小学生もふえる。ことしは小学生卒業生が12名と聞いておりますけれども、来年の入学には4人か5人と聞いておりますが、27名になると聞いていますが、またまだ出ていく方もおられるかもわかりません。そういうときには、もし25名になったときには、どのように考えておられますか。それも聞きます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 小学校の児童数が平成26年度は一応27名の予定になっております。

この27名が25名を割ることになったらどうなるのかという御質問だと思いますが、笠置小学校そのものが、私は25名を割ることはないだろうと予測をしながら、笠置小学校の存続に向けて、これから取り組んでまいりたいと思います。

児童・生徒の少なくなっている原因は、その主な原因はやはり過疎であろうと思いますが、しかし、全人口の高齢化比率を考えますと4割、40%台になんなんとしているというような状況の中で、若い世代が減っているというこの現実は厳しいものがあるだろうと思います。その中で、子供の数が減ってきたということで、25名を割ることは私はないと思っておりますが、もし割った場合にでも、私は複式学級が2つになるという可能性はありませんので、このまま笠置小学校は存続させてまいりたいと、そんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そのようでしたら、それで結構です。

先ほども、各地区で空き家対策について、前にも私申しましたけれども、町職員の採用の条件に町内に住むことと決められたらどうですか。そしたら町民税もふえるし、緊急策にも対応になると思います。前の18号の台風のときには、ちょっと困ったように聞いておりますので、職員もやっぱり町内から選んだほうが良いと思いますけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町職員の採用条件に町内に住むというのを条件に入れよということでございますが、これは不可能であると思います。

町内で住んでおられる方を職員として雇用するのは、私は大いに賛成であります。しかし、その採用条件の中に、笠置町に住むという条件は入れることはできません。今後、笠置町から受験いただける、いわゆる就職希望者がおられるとするならば、私は大いに結構かと思っております。しかし、採用条件の中でそういったことをうたうということ、また、町内に住んでお

られる方を最優先というわけにはまいらないと思います。採用条件にかなう人を、私は採用してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

前にも言いましたけれども、南山城村では、条例で、もしほかの町に変わるのだったら職員を辞めてもらいますということを知っておりますので、なるべく町内で、できればやってくれたらいいと思います。

次に移ります。

2番目に、相楽東部広域連合教育委員笠置町分室についてお伺いいたします。

笠置町の中央公民館は急傾斜地でもあり、倒壊の危険または老朽化も激しくなっておりますので、移転の考えはございませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをいたします。

中央公民館の件でございますが、建っているところ、非常に裏面が急傾斜地であるわけでございます、非常に危険箇所かと思っております。いわゆるレッドゾーンに指定があるところでございますので、大雨が降ったり、あるいは大きな地震が揺れたりすると、危険箇所であるのは事実であります。

また、中央公民館の移築、あるいは移転の計画はあるのかということでございますが、今のところ結論から申し上げまして、その計画はございません。中央公民館については、雨漏りが今まで激しかった事実がございますが、その屋上に屋根を設置いただきまして、雨漏りを防いでいただきまして、雨漏りの心配は現在はなくなっております。中央公民館では、生涯学習等図書館があるわけでございますが、これらの機能は今のところ十分果たしているわけでございます。

しかし、議員おっしゃるように、老朽化も激しいのも事実でございます。やはり使用不可能ということになってまいりましたら、あります町の施設を利用しながら、教育委員会との連携のもとにやってまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

私は、産業振興会館にかわればどうかと思いますけれども。下のほうにも2カ所の部屋もありますし。そうすれば、駐車場も借りなくて済みますし。あの駐車場は年間幾らぐらい払

っておられますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問は、教育委員会の分室で借りている駐車場の代金のことだと思いますけれども。すみません。ちょっと資料を持ち合わせてないので、それと、今予算等について連合のほうでやっていますので、早急に調べて、また後ほど返答させていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

連合のほうでもいろいろ聞いておりますけれども、こんな議会のときだけでも教育長でも来ていただいたらどうかと思いますけどね。いや、私は思うのには、図書館もあると聞いておりますけれども、産業振興会館の下のほうであっても、図書館ぐらい何人も来てないとは聞いておりますし、そうすれば一石二鳥と言ってはなんですけれども、幾らか、2人か3人おられると聞いておりますけれども、また町長考えてください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 中央公民館で現在、教育委員会のやっている事業を産業振興会館に移せばどうかということですが、それも一つの方法だろうと思います。しかし、あくまでも生涯学習、あるいは図書館というのは教育委員会の仕事であるという。教育委員会の仕事を産業振興会館の職員がそのままその仕事に携わるかということ、別の話ですので、それはできないと思います。と思いますが、しかしその施設を使っていくということについては、またこれから教育委員会と打ち合わせの上、それは可能なことだと私は思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

町長、仕事は、場所が変わったから仕事変われと言うてませんよ。場所を倒壊のおそれがあるから、もし事故が起きてからやったらあれやから、場所を産業振興会館の、はっきり言いますと、公費等のあれでペタペタの金額ですやん。そんなんやったら、中央公民館を壊してでも、置いていてでも、振興会館の部屋も下の2部屋、広い部屋もありますやん。だからそのほうにいったら、駐車場も助かるしと思って私は言うてるんですよ。何も、部屋がかわったから仕事ができないって、そういう答弁はどうかと思いますよ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今、石田議員のおっしゃる中央公民館でやっている仕事、これは教育委

員会の分室、笠置分室であります。その分室の仕事を産業振興会館の一部の部屋でやったらどうかということをおっしゃっておられると思います。それは可能なことだと思います。

しかし、あくまでもその仕事は、教育委員会の中の仕事であるということであるわけであり、だから、私は人そのものも教育委員会分室にうちから職員を派遣しながら、一つの分室のいわゆる運営をやっているわけであり、図書館にも嘱託職員を置きながら、図書館の運営をやっております。これはあくまでも教育委員会の仕事であります。だから、教育委員会の仕事を産業振興会館の一室を借りてやるというのも、それは可能な話だと私は申ししております。

ただ、人の話は別ですよということを言っているわけです。だから、教育委員会の人事、それから産業振興会館の運営はあくまでも町、企画担当がやっているわけであり、だから、人の話は別ですよという話を私は申し上げたつもりでおります。

それでよろしいですか。

(「人の話ってどういうことですか」と言う者あり)

町長(松本 勇君) だから。

(「町長の権限と違いますの」と言う者あり)

町長(松本 勇君) いえ。一つは教育委員会の話、教育委員会の分室ですので、教育委員会の組織と、だから笠置町行政の話は別の人事になってきます。だから、仕事も別です。

(「先ほどの話とダブりますが」と言う者あり)

町長(松本 勇君) はい。

(「でもね、町長が……」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) ちょっと、何や質問と答弁がずれているな。

はい。6番、石田春子さん。

6番(石田春子君) 石田です。

町長、あのね。それは分室と教育の話と違うとおっしゃいますけれども、リードしていくのは町長じゃないんですか。教育長にリードされていますの。どちらですか。ねえ。

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 石田議員も議員あるいは議長の経歴も古い方であり、やはり教育行政と普通行政と違うということだけは、私も教育委員会の組織の中に、町長として首を突っ込んでいくのかと、それはちょっと無理だと思います。教育行政と普通行政とは別な話なんだということだけは御理解をいただきたい。

現在も相楽東部広域連合、連合の中に教育長がおり、そして連合長以下副連合長含めて組織を行っているわけであります。ですから、その組織の中でも教育行政と普通行政とは別の話なんだという。だから、中央公民館にいたしましても、中央公民館というのは、教育委員会に無償譲渡した財産であります。ですから、そういったことを含めて、これからも教育委員会と綿密に打ち合わせの中で、そういったいわゆる生涯学習ですとか図書館、あるいは笠置町教育委員会分室を運営していければということをお願いしているわけであります。

ですから、私はあくまでも教育行政と普通行政とは別なんだということをお願いしております。私も直接教育委員会の中に首を突っ込むというわけにはまいりませんので、その辺だけはご理解をいただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

この件に対しては、教育委員の連合長と相談の上、よろしく願いいたします。それで結構ですか。

何かね、町長ね、自分が指図したら悪いような控え目なお方と思って。それではいけませんよ。そしたら、次に変わります。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

3点目に、高山ダムからの放流について、住民にマイクとサイレンの放送だけで知らせておりますけれども、例えば350、550トン、750トンの放流される場合は、地域ではどのようにどれだけの量が上がるかということもわかりはしませんので、飛鳥路地区とか国道163号線、有市地区は750トン出しますと通行どめになる。その台風時の守るために、どのように改善を考えておりますか。お尋ねします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま、石田議員のほうからダムの放流等について、それぞれの地域への周知という御質問だと思います。

まず、笠置町では、ダムは高山ダムと須川にあります関係の布目ダムの分が、一応サイレンがあります。それぞれのダムにおいてサイレンを鳴らす場合は、通常の門以外のゲート放流時というゲートをあけたいときにそれぞれサイレンを鳴らしていただいております。それで、今御指摘ありました例えば飛鳥路地区、また国道が冠水したときの対策でございますけれども、まず、飛鳥路地区の潜没橋が潜没、つかるといふ部分になれば、事前に我々のほう

で区長さんなり関係機関に電話をさせていただいて通行どめをします。その関係機関には当然、中部消防署の救急の関係もごさいます。警察もごさいます。いろんなところに連絡をさせていただいて、通行どめをしております。

また、国道冠水するおそれがあるというのは、今回の台風18号の場合でも近々冠水するかもわからんということで、付近の住民の方に直接電話をさせていただいて、自主避難を促した経緯もごさいます。我々としては、ダムの放流の量だけじゃなしに、やっぱり木津川でしたら本流の量もごさいます。それらを十分勘案した中で、住民の方々に少しでも早くお知らせするという部分で、直接電話させていただいております。

それと、また各消防団員の方々につきましては、各部で巡視をしていただいて、危険な場合があるとすれば、また避難場所への誘導等もしていただくということになっておりますので、今後も引き続き、そのような対策を講じながら、地域の方々の生命、財産を守っていきたくと、そのように考えているところでごさいます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

この件に対しては、ちょっと耳が不自由な方もおられますので、また今後よろしく願いして、私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 先ほど、石田議員の質問の回答はわかりましたので、総務財政課長から報告願います。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。先ほど石田議員のほうから、教育委員会で借りている駐車場の土地の賃借料でございまして。年間38万4,000円でございます。

議長（西岡良祐君） はい、それでは、引き続きまして、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） 私のほうから、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、笠置小学校におけるスクールバスということについてお伺いをいたします。

小学校については、ことし4月から一部地域において実施をされております。それについ

て、西部地区の保護者の方がPTAに要望書を出した。その要望書が教育委員会に出されて、その中で協議されました。そのことは、何でもかいうたら、12月4日、東部連合の議会で私が一般質問をしたときに、教育長からそういう答弁をいただきました。そして、その中でバス通学を特例で行うこととしますと、教育長が答弁されました。それについて、私もその関連について、バス運行は笠置町にあるんで、笠置町長にもお伺いをいただきました。バス通学のことについては、町長もそれなりのことは考えていただきましたので、あとは運行の時間調整ということだと思います。

そこで、町長ひとつ答弁願います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま杉岡議員の質問でございますが、小学校のスクールバスの件でございます。特に西部地区からの要望が上がってきております。これはPTAからの要望でございます。PTAから教育委員会へ、教育委員会から私どものほうに、実際のバスの運行について、協議をしてほしいということでございます。

私どもといたしましては、やはり前回の東部連合の議会でもお約束をいたしましたとおり、できるだけ早い時期に、そのバスの運行を特例的にやっていきたいというPTAの要望について特例的に西部地区の通学バスを早期にやっていきたいということで、答弁をさせていただいたと思います。教育長からは、3学期のできるだけ早い時期に通学バスを運行していきたいということを答弁されたと思います。私どももそれを受けて、現在協議をいたしておるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

26年度から一応、そういう格好づけはしていきたいという初年度の計画であります。それを今、町長の答弁いただきました。特例で最速においては3学期、もう終わってしまえば、26年度になりますんで、早い時期になるべくバスの調整をよろしく願いをしときます。この件については、これで終わっておきたいと思います。

2点目、台風18号の災害についてということで質問をさせていただきます。

9月の15、16日ですか、台風18号が笠置町に接近いたしまして、町内、この辺はさほど被害はなかったんですけども、山間部、三国林道、横川林道、そのほかもろもろが多少被害が出まして、その中で道路の崩壊、橋桁に流木が横たわっている、そういうことがありまして、道路につきましては、土砂が入りまして、早急にそれを取り除いていただきまし

た。それはいいんですけども、道路の崩壊、橋桁に流木、これがまだできていない、もう4カ月になるのに何の手当てもしていない。それなりのまた予算もあると思うんですけども、どういう形の中で、これから仕事されるのか、そこのところを答弁願います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

台風18号の関係で、今、御質問にありましたように、林道は大きな被害ではありませんが、やっぱり崩土箇所、崩壊で、崩土で通れなくなった場所がありました。特に横川林道におきましては10カ所ぐらいの土が崩れまして、一時通行止めになりました。道路としての復旧は行いましたが、その他、倒木がいろいろありまして、順番に処理はしておりました。

ただいま御指摘のありました場所につきましては、大変申しわけございませんが、点検の中で1つ漏れていた部分がございます、指摘がございます再確認いたしまして、現場のほうも確認しておりますし、早急に撤去できるように、今、準備しているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

課長が点検したときには、そういうことが、ちょっと見落としたということなんですね。再度見に行ったときに、流木が橋桁に横たわってましたやろ。あれがまた今後、大きな雨が降ると、将来においては橋自体が流されるということがあるんで、早急に作業していただきたい。それと、木は取り除いていただいたんですけども、1カ所、右に下る道、あれが崩壊しているということなんで、課長が、これはほかの人が管理しているんやと。ほかの人が管理しているから町としては、その修理自体を町でするわけにはいかないというような話になるのか、その組合、私は組合という自体は余り知らんですけども、何人かの組合の人が管理されているということなんですね、説明では。それはそれで話し合いをしていただきたい。それと、左の谷から大水で土砂が来て、あの横断溝が60しかないから、収容し切れずに、道路の上を水が氾濫して道を崩壊させたという理屈を私はとっているんですけども、何や地下水が流れてきて、それも影響しているんじゃないかという話をされたこともあるんで、その横断溝の60を、もうちょっと大きくしないと、次のまた18号みたいな、ああいうことが来たら、同じことが繰り返される。被害がもっと大きくなる可能性もあるんで、このところ、横断溝をかえる気はないんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、現地、おっしゃるとおり600、直径が60センチのヒューム管というが入っております。標準的なもので、当時施工されたものではないかと思えます。その管が小さいから水があふれたというよりも、現地のほうを見ましたら、災害のときにそこに流木がひっかかりまして、石や土砂がたまっていたものと思われまます。確かに近年は雨量がずっと多くなっておりまして、そういう状況が続いてくるかと思えますが、ちょっと原因のほうを再確認しまして、また森林のほうの関係あります京都府の森林のほうとも相談いたしまして、今後の対応につきましては、その原因ももう少し詳しく調べてから考えていきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。課長、京都府と対策されるんですね、横断については、それと右側に下る、これは組合の人に話されたんですか。修理してくださいとか、どのような形で、このままほっとくんですかと、町も協力しますよという話はされたんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 1点目の横断溝につきましては、森林の関係がありますので、本当にそのものが妥当かどうかちょっとわかりませんので、直径につきましても相談はしていきたいと。ただ、林道を管理しているのは町でございますので、必要であれば、今後検討して、入れかえもあると思えますが、現在ほかのところにおきましても、標準的な形をとっておりますので、それにつきましては、今後のことにさせていただきたいと思えます。

それと、2点目の横に下りていく道というのは、以前の治山工事におきまして、工事用道路として使っていた道路でございまして、組合というよりも、その山を持っておられる方が何名かで共同で維持管理をするということで、京都府さんと維持管理協定をしまして、ずっと使っておられるということでもあります。直接は林道ではございませぬので、町のほうとしましては、町が管理している林道ではございませぬので、直接は手を出すところではないかと思えますが、その森林をやはり整備して守っていくために皆さんがされている道路でございませぬので、その当時の森林を治山事業やられた京都府の振興局の森林の関係のところには相談しております。それと、地元の数人で持っておられる方の代表の方も含めて、数人からこの話はお聞きしていますので、今申し上げましたように、できたら京都府さんのほうの支援をいただけないかということで、お願いをしているということもお伝えしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） もう一回お伺いします。右側に折れる道、それは、これから今後検討すると。けれども、私の見た限りは、今、トンネル、土がかなり笠置川河原に運んでおられる、それは、私らは構う必要ないんですけれども、2トンダンプに五、六台あれば、あそこに放り込めば、もうそのまま、別に構造物もないし、ドアで済むような状態やから、そのところ笠置町としては何で指導してやらないんですか。

それと、三国林道の下は、入札はされるんでしょう。しかしながら、あれもそういう形の中で、まさ土を今出している。まさ土をあそこへもらえば、あれも多分、私は、構造物がなから、ドアで済むんじゃないかという私の素人目ですけれども、そういう思いがあるんです。

だから笠置町においては、河原に運んでいる、費用弁済はもちろんしなければならんけれども、笠置町が工事しているその残土をあそこへほるといような計画を持っておられるそうですけれども、あれだけの入土、工事されるんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございますけれども、今おっしゃいました京都府の残土というのがあります。それは、今、土木事務所関係の国道の話をされましたけれども、先ほど言いましたように、森林整備のほうでもそういう事業があると聞いていますし、その量はわかりませんが、そちらも含めまして、そういう土があるので、京都府のほうで何とかできるんやったら、残土を入れてもらうようなこともできないかということも含めまして聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 杉岡でございます。

これ以上話をしても押し問答的なものになるんで、なるべくええ方法で早期に、その人が通る道じゃなくて、またほかの人も通られるんで、安全対策としては、笠置町から優先的に率先して指導をしてあげてください。後日そういう、やるという形になれば、また私なりに皆言うてください。

それと、横断溝については、いろいろとされているんですけれども、本当に入口の土を取らなきゃ、ちょっとした雨でも、もう押されたら管が詰まります。ほとんど入口まで、もう管の高さまで来ている。それも早くやっぱりやらないと、後手に回ると作業がまた複雑になってくると思うんです。私の考えでは、横断溝を大きいものに仕立て上げてくれたら、それ

なりの、完全回復とはならんとは思いますが、そこのところ、またよく考えて、工事なり何なりをしてあげてください。これについては、これで終わります。

3点目、国道163号線、拡幅工事が進んでいない、谷川石油店のあの付近で、一番難所、あそこが工事がとまって、かなり長いわけでございます。その先の和束町小屋地区においては、1期、2期、3期ですか、もう続けてされている、それは、結構なことです。笠置町においても、なぜその事業がとまっているのか。京都府に内容的に聞かれているのであれば、許せる範囲で、ちょっと聞かせてほしいなど。そしてまた、その拡幅工事が終われば、私が直接聞いた話ではないんですけども、切山地区から下ってきた、前議員が要望されていた信号機、それもつけていただく可能性が大になっているという形があると思うんです。そのところ、町長なり経済課長どちらでもよろしいので、そのところどういう形で聞いておられるのか、答弁願います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員の163号線のいわゆる拡幅工事というんですか、公道の建設を含めての話だと思います。現在、笠置町内におきます歩道の建設については、一応、棚上げになった状態になっております。土木事務所からは詳しい話は聞いておりませんが、土木なり、あるいは地主の方との話し合いが、現在進められているということは聞いております。しかし、その結果については、私どもまだ聞いておりません。しかし、今後、やはり地主の協力を得ながら、歩道の建設について話をさせていただくべく、町としても要望いたしているところでございます。

先ほどありましたとおり、切山の入り口の信号機の設置については、区のほうからかねがね要望が出されております。こういった話もやはり、歩道ができた暁にはという一つの条件がついているわけでございますが、しかし、私どもは、早期にその歩道あるいは信号機の設置がなされることを強く要望しているという状況でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 町長の答弁でそういう、殊に地主との、第三者とのいろいろとあるんですけども、それがちょっと長引いているんじゃないかという答弁でございます。本当に163号線、あのぐらいのカーブのところですか。かなりもう走りにくい、事故も多発しています。笠置町においても、なるべく協力をしていただくように、京都府にもう再三、陳情していかれたら、京都府そしてまた地主さんにも、こういう形で協力してくれということも、もちろんお願いをするわけでございますけれども、町長並びに議会議員、おまえらもついて

来いと、お願いしてくれという要請があれば、いつでも要請において議長お一人行かせていただくということを持ち持っているわけでございます。そのところを踏まえた中で、一日も早くあの道が、向こうの擁壁のあの近くまでできるようにしていただきたいということを、皆さんが要望しております。

それについて、これは私の一方的な朗読で終わらせていただきたいんですけども、府民の公募型整備事業、府民提案型ということで、皆さんの協力を得まして、京都府に提案させてもらいました。笠置トンネルの内装パネルの増設、それとヘッドライトの点灯啓発というのを整備する、設置するという回答をもらいました。

ちょっと朗読させていただきます。「このたび府民公募型整備事業に御提案いただき、ありがとうございます。先日、あなた様から御提案をいただいた国道163号笠置トンネルの内装板増設及びヘッドライト点灯啓発につきましては、現地を調査し、過日開催されました府民公募型整備事業第1回事業委員会での意見を踏まえ、審査を行った結果、下記のとおりお知らせいたします。つきましては、今後、工事实施に向けて、設計、積算、関係者との調整等を行ってまいります。工事着手までいましばらく時間を要しますが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。」と、その下に、「工事を実施することが適當ですので、工事を実施いたします。」というあれをもらいました。これは25年9月9日にももらいまして、今、そういう前向きな事業をするということを計画していただいております。

パネル板、入り口と出口、これも全面的にされると思うんです。反射板、このことだと思うんです。それと、ヘッドライトの点灯の啓発指導、それももちろんそうなんですけれども、信号機、結局、東側においては有市地区の点滅信号がございます。信号機がありますよということ自体もやっぱり知ってもらったら、カーブなんで、もうすぐに信号あるんで、あとは点滅なんですけれども、9時以降は。それもまたその工事の内容によって、要望していききたいなど、こう思うところがございます。以上で一般質問終わりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 続きまして、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

3つのことについて、お聞きしたいと思います。

笠置町の将来について、過疎化対策、観光客誘致等、5年、10年、20年と見据えた笠置町の将来の活性化について、町長はどのように考えられておられるか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 田中議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほどから、過疎化対策についてということで、いろいろ議員のほうから御意見を頂戴いたしております。これからの将来の笠置町、5年、10年、20年後の笠置町の将来についてどのように考えているかということでもあります。

笠置町の現状を考えると、過疎化対策というのは非常に難しい、一言で簡単に済ませる問題ではなかろうと思います。議員が先ほどおっしゃったように、5年、10年、20年先の笠置町を考えるならば、5年、10年、20年前の笠置町を振り返り、いま一度それらの時点に立ち返って、検証する必要もあるのではないかなと考えるところでございます。過疎化対策につきましても、非常にいろんな事業を含めながら考えていかなければならないだろうと、私は考えております。

現在の笠置町をどのようにしたらいいのか、笠置町の魅力をこれからどのように、探っていくていいのかという事業につきましても、現在もスタジオエル等のコンサルの御指導をいただきながら、田中議員もその中の一員として活躍いただいているわけですが、そういったコンサル等の指導も含めて考えてまいりたいと思います。やはり、町の活性化については、人の問題、それから産業、経済全ての問題がこれに絡んでくるのではないかなと、私は考えております。一番の行政課題でもある活性化、そして観光客誘致ということでございますが、笠置町の基幹産業である観光産業の振興ということについても、当然いろいろ探っていくていかなければならない点が多いわけでございます。先般もある議員からも提案がございましたが、行政、議会、そして町民一体となった活性化策が必要ですという御指摘をいただきました。これらについて私は真摯に受けとめながら、今後の活性化策、具体的に取り組んでまいりたいと思います。具体的な形のもものがまとまってまいりましたら、また皆さん方に御相談を申し上げていきたいと考えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 私たち議員も努力、協力いたしますので、町の将来のため、よろしくお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

台風18号における里道横川線及び横川の復旧について、12月9日に台風18号の被害状況を説明を受けましたが、台風18号で木津川と横川の接点のところに土砂が出たと思うんです。それはどれぐらいの量出ましたか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、京都府山城南土木事務所に確認しましたところ、撤去された量は約300立米というふうにお聞きしています。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

横川の堰堤の土砂の堆積についてお聞きします。

今、杉岡議員も聞かれましたが、流木の件についても聞こう思ったんですけども、答えもろうたんですけども、横川の童仙房まで、堰堤というかコンクリート工事されたところが、私の記憶違いじゃなかったら 9 つあると思うんです。そのうちの 1 つ目と 8 つ目のところ、一番問題があるのは、1 つ目と 8 つ目のところ。1 つ目はもう堰堤が完全に埋まり、その堰堤より高さが上に、上流のところに土砂が堆積しているのがあるはずなんです。それで、8 つ目のところは、土砂が埋まって、まだ堰堤まで 1 メーターそこそこはありますが、きのうかな、行ったらダム状態になって、広範囲に水が入った状態で危ないと思うんです。これについて京都府の山城広域振興局とか、担当部署か河川事務所かで協議されましたか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、山城南土木事務所のほうにはその話は伝えております。あの台風の後で、確認はしております。ただし、皆さんも御承知かと思いますが、今年度、台風 18 号よりも以前から台風を挟みまして、町内全域の砂防施設ということの点検を、山城南土木事務所がやっております。ちょうどその事業を挟んでおりましたので、前に点検されたところ、後で、その後に土砂が堆積されたところもあるので、そのことも含めまして、今の点検の結果がどうなのかということも聞いております。ただし、今、全域、山城南土木事務所の笠置町以外も含めまして、全てのところをやっておりますので、集計的には、まだできていないということでございます。ただ、点検途中で専門のコンサルタントが入っておりますので、状態が危険とかそういうことであれば、すぐに報告して、早急な対応をするということも聞いていますので、現時点では、まだそういう状況ではないということも聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

今課長言わはった、見はったかどうか知らんけれども、上から童仙房から 2 つ目のところ、あそこの堰堤の高さ、土砂埋まって、一番低いところやったら里道横川線かな、あれに対して 70 センチぐらいしかないと確認されていますが、あれが水入ったら、里道横川線なんてつかったら、あそこ勾配あるはずだから、流される可能性も出てきたら、下に 2 次災害とか、また起こる可能性、土砂が埋まっている状態だから、下に流れたら木津川とそこで、絶対に

接点のところで土がとまって2次災害が起こって、その上、先ほど杉岡議員も言わはった流木でも根があるもの、そのままのところが何カ所も横川に横たわっている状態で、それが埋まってきたら堰堤が、ただ、今4つ目のところが一番堰堤として活動している、堰堤のその上に流木があるはずで。それが、例えば堰堤が埋まったら、そこへ土砂が埋まったら、もうもつところがないようになるはずで。そういうのを考えたら、いろいろ土砂のことは速急に対策してもらいたいと思います。

それと、杉岡議員も言わはりましたが、モミジのところのあそこの横断のあれ、私はもう意見だけで、昭和28年の山城水害の各所の山原に緩みが生じその都度、治山工事されたことは周知の事実ですが、有市ススキ谷線においても、各谷すじに防災堰堤がつくられ、その都度道路利用されてきた。しかし、この工事の都度補修されたと思いますが、この道もそうです、平成10年ごろから近隣所有者が、毎年であいで奉仕されていたと聞いております。台風18号で道路が寸断されましたが、この道路工事は、工事の都度に業者が補修し、施しが済めば京都府も知らぬ顔と思います。笠置町の森林はほとんど民有林ですが、林業が凋落した今回、高齢化とともに一層の粗放林になってきております。この点について、笠置町がどう対処されるのかは、先ほど杉岡議員の質問で検討されましたので、答弁は求めませんが、早急の対策をお願いいたします。

それと、あそこの崩壊したという山のところについて、対策はどのようにされるのかお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、ちょっと御質問の場所と違うかもわかりませんが、林道に関係する、横川林道に沿った崩土の箇所につきましては、崩土につきましては取り除いております。その後、危険な箇所といいたいでしょうか、その場所につきましては、通行して点検はしておるつもりでございますが、もしそれ以上の危険が生じるようであれば、今後その対策について考えてはいきたいと思っております。もし私が見落としているところがあつてはいけませんので、再度確認させていただきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

今、言わはりました、せやけど流木というのは、結構大きいというかな、多分、周り4メートル前後あると思います。それが1個落ちて、それが例えば堰堤のところまで行ったら、もう完全に根が埋まったら、その上、上からの土砂が流れたら、山崩れとか起きたら、今回、

山崩れが大きい台風の割には少なかったさかい、土砂の量もあれぐらいで済んだと思いますが、1カ所でも大きい災害、山崩れが起きていたら、そのようになりますんで早急に対策をお願いします。

3つ目の質問にというより、全国ご当地鍋フェスタについて、ブース出店者及びスタッフの次回開催のためにも、アンケートを実施するべきあると思います。改善点を示してもらい改善策を講じるべきであると思い、より効果的にするため総括をするべきだと思います。意見を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま田中議員の全国ご当地鍋フェスタについての御質問でございます。鍋フェスタにつきましては、ことしの場合、非常に好評でございました。成功利に終了したことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

しかし、問題点もかなりあったように思います。議員御指摘のとおり、ブースの出店者、これについては、ことしはほとんどのところが完売になったように聞いております。問題はなかったのではないかなとは思いますが、しかし、鍋フェスタ全般についての問題点はかなりあったように聞いております。これらについては、後に反省会を毎年行っておりますが、その反省会の場でも多分いろいろ下されるであろうと思います。そういった反省会で出された中で、いろいろ議論をいただきながら、来期に向かって進んでまいりたいと思います。

一番大きな問題点はやはり駐車場の問題であったと私は考えておりますが、そういったいろいろな問題点もスタッフの中では、つかんでいただいているように思いますので、いろいろ出していただきながら、いろいろ御議論を進めてまいりたい、そんなふうに思います。今後ともよろしくお祈りを申し上げます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

今、言うてくれはった私は、出店者、出展店舗にもというのは、例えばクレープを焼いているところあたり、お客さんが並んで、それが中間にあるため動きがとれないから、そういうのをいろんなことを考えて、やるべきやと言うただけで、と思いますんで、これで私の意見は終わります。

議長（西岡良祐君） 質問は終わりですか。

続きまして、2番議員、向出健君の発言を許します。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

本日は、大きく3つの問題について質問をいたします。

1つ目は、災害の問題です。さきの台風18号でも、先ほどからお話が出ていますように、近隣町村と比較して被害は比較的少なかったほうですが、多少被害が出ています。また、この間でも斜面にひびが入っており、応急的に処置をしていただいた山ののり面、また、急傾斜地となっている場所や、山で斜面の擁壁を整備いただいてから大分年月が過ぎたところなど、笠置町ではそういった場所がたくさんあります。今現在、こうした山々は十分に安全である、安全対策はしていると言える状況にあるか確認したいと思いますが、特に改善の必要性、安全対策が必要だと町として考えられている場所は、笠置町に何カ所ぐらいありますか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの向出議員のほうから質問いただきました災害対策についてということで、笠置町では今、議員がおっしゃったとおり、非常に危険な箇所だらけというのは、もう御承知のとおりとなっております。特に、先ほども石田議員のほうからありましたとおり、当時におきましても土砂災害の特別警戒区域、また警戒区域、我々でいえばイエロー、レッドゾーンになっております。そういう分につきましては、土木事務所のほうで、住民の方々に説明会の終わった地区もございます。その中で、安全対策等についても住民の方々からも質問いただきましたけれども、これも全国津々浦々、非常に多くございまして、当然その辺についても、我々でいえば木津土木事務所のほうで十分調査していただいた中で、危険な箇所等については早急に手だてしていただけるといいうぐあいに感じておりますし、また、要望もしていきたいというぐあいに考えております。それと、総務財政でかかっている部分でいえば、先ほども話出ておりました浸水区域、163号線のそういう部分についても非常に危険な場所でございます。その分についても土木事務所のほうで要望を上げながら、聞くところによりますと、かさ上げの対策を講じていただけると、そのようには聞いておりますので、我々としましても町でできるものについては、また町のほうで考え、都道府県の分についてはそれぞれ要望、また陳情した中で対策を講じていきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、お聞きすると、危険箇所は基本的には土木事務所が点検をするなどして、情報をつかんでいるというふうに読み取れますが、町は土木事務所と危険箇所などについて、情報の共有や協議等、そのあたりはどのぐらいされていますでしょうか。答弁を求

めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

当然、笠置町もその分にかかわりながら、調査または点検も同行をしております。たしか梅雨の時分になると、土木事務所また振興局の地域総務室から来られまして、非常に危険な場所を何か所かピックアップして、同行した中で、我々の説明をさせていただき、また各区からの要望に基づいてそこを見てもらうということもやっております。当然、先ほどおっしゃりましたとおり、連携を密にしながらやっておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 災害対策で、まず大事なことは、ハード面の整備、やはり最初に、そうした整備をして被害を小さくすることが、何よりも大事だと思います。今、言われたように、危険箇所をしっかりと把握して、対策を講じていただきますよう要望いたします。

その次に、災害時の避難体制と周知の問題について質問をいたします。

笠置町では、以前にも聞きましたが、高齢者が多く、避難時には素早く避難させる体制整備や具体的な方策が大事になります。この点について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問いただきました避難体制という部分で、高齢者方々等に対して、どのような体制を今後、考えていくかという話でございます。これの件につきましては、議員各位のほうからいろんな質問していただいた中で、要配慮者の問題も含めてなんですけれども、この部分につきましては、住民課長のほうで名簿を作成いたしまして、その分を災害対策本部のほうにいただき、その分を各区長さんのほうに配布をさせていただきたいとそのような考え方をしております。

ただ、今回の台風18号の例をとりましても、ある地区でございましたら、消防団の方々が1軒、1軒行っていただき、非常にこういう事態ですので、避難されたら一緒に行きますよと、そのような細かいこともやっていただきました。本当にありがたいと思っております。ただ、そういう部分でも本当に避難するほうが安全なのか、自分のところの家の2階にいるのが安全なのか、その辺はやっぱり、それぞれの方々の判断に基づいてやっておられますので、我々としましては各区及び消防団、また関係機関等と連携を密にしながら、できるだけ

の体制は講じていきたいと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、答弁の中で要配慮者の問題ということで、リスト化されているという話が出ました。以前、他の議員からも質問があったと思うんですけども、このリストはざっくりしたもので、細かい情報が載っていないという指摘があったと思います。以前の答弁では、やはり個人情報に関係もあり、なかなかそこまで細かいものを整備するのは難しいという趣旨の答弁があったと思いますけれども、個人個人、御本人の確認をいただいて、許可をいただいたところからでも、もう少し細かいリストの整備、お願いをしたいと思います。その点はいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。要配慮者名簿のいわゆるその手挙げ方式の名簿の整備というふうな観点の御質問ということで、理解させていただきますが、今、現在、名簿を整理しておりますのは、緊急時の避難、要配慮者名簿を災害対策本部に預ける、その使用については一元化、災害対策本部のほうの判断に一元化をするというふうな体制を組んでおります。

一方、手挙げ方式といいますのは、議員も御承知のことと思うんですが、平常時でもこの方は、要配慮者やから何かあったときに、誘導というんですか、援助を必要とされますということ、平常時でも個人情報の開示をしていくと、具体的には、例えば片膝が手術あって、主治医がどこで、常備薬が何で、かかりつけ医は誰でと、そういうふうな中身まで入っていきます。それを手挙げ方式で整備していくというのは、非常に労力のかかることであります。中にはやはり、高齢化の笠置町においては、軽い認知症の方も数多くおられまして、いかにその最新の情報を整備を保っていくかっていう今の体制上、非常に不安定な状況でございます。

当然、できればいいことはもうわかっておりますが、今の笠置町の現状において、それが本当に必要かどうかというのは今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今の答弁では、なかなかリストの詳細までは労力的に難しいという答弁でしたが、やはり例えば情報絞って、特に災害時、例えば普段寝ている場所であるとか、御家族の構成、何人いるかとか、その程度の緊急的な情報を、例えば優先的に考えて、整備化

していくと、そういった形のものも考えられると思うんですけども、そういったことは、いかがでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） そういう情報につきまして、緊急時に必要な情報ということで、二、三年前ですか、民生委員会のほうで、ファイルにそういう情報を入れて、必要な方に、電話機のところでしたか、赤いファイルに入れて目立つところにつけていただくという事業を終えております。そういうものを参考にさせていただく。先ほど言いましたのは、手挙げ方式はあくまで情報の漏れ口があるという現状を踏まえた中で利用がされるということもちょっと留意すべきことだと、行政のほうは考えております。そういうことです。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひリスト化、前向きな検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

さきの台風18号では、8月30日に運用が始まったばかりの特別警報が初めて発表されましたが、さきの台風18号で実際、笠置町で避難された方は何人おられますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、たしか17名ぐらいだったと思います。また、後ほど向出議員に御報告させていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 台風等による豪雨の被害については、事前にある程度予測することが可能です。こうした豪雨による防災の一番の対策は、速やかに災害防災の情報を発信して、安全な場所に避難することです。

今、言われたように実際、しかし避難された方は10数名にとどまるという話でした。特別警報というのは、50年に一度の災害が起こるであろうという豪雨が降ったという想定のもと、そういう条件を満たしたときに発表されるものです。要するに、相当危険な状況にあるというものでしたが、実際の避難者は十数名にとどまりました。これは、情報の発信と移転、また特別警報というものがどういうものであるかという啓発の問題とかかわってくると思います。

さきの9月議会では、防災無線の使用について、外に設置してある分については、使用してなかったと、それらの外に設置してある防災無線の使用は、状況等を判断して考えていき

たいという答弁をされましたが、基本的には外の防災無線も使うべきじゃなかったかと、さきの台風18号の状況でも使うほうが好ましかったのではないかと思うんですが、その点、再度伺いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます防災行政無線の取り扱いについて、各家だけじゃなしに、屋外受信機にも無線を流したらどうかという話でございます。私は、それは、ケース・バイ・ケースだと思います。今回の台風については、本当に夜中というんですか、特別警報が出たのは夜中の2時か、ちょっと時間忘れましたが、その時分でございます。笠置町として、出てから数分で避難勧告を防災行政無線で出させていただきました。そのほかの他のやり方もいろいろ周知の方法はあろうかなと思います。そのときに屋外受信機へ流すのも一つの方法でございますけれども、あくまで、まず自分の身を守るためにどういう行動をとれば一番いいかというのを、それぞれ住民の方々が考えていただく。一つの方法として、当然近くの避難場所もありますし、また近くの安全な親戚の家もありますし、また2階のほうが安全という家もあります。それはその方々でまず考えていただいて、避難が必要とする場合については、先ほど申し上げましたとおり、いろんな方々と連携を取りながらやっていきたいと。防災行政無線の屋外の受信機については、昼とかでしたら、当然流す予定はしていますけれども、夜中ということで、今回は流しません。ただ、今、向出議員からいただいた話を今後は一つの参考とさせていただきます、検討させていただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私は、行政防災行政無線をまずは家屋から流すという、わかるんですけども、例えば、その時間帯でもたまたま外に出ていたとかという方も、もしかしたらおられるかもしれない状況で、できれば流す、できるだけ多くの情報媒体を使うほうがいいという意味で提案しているんですけども、ぜひ、また御検討お願いしたいと思います。

さらに、京都府では防災メールというサービスを実施されています。笠置町でも災害時の情報発信、防災無線だけでなく、こうしたメールも活用していくべきだと思いますが、この点いかが思われますでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

当町においても今後は、エリアメール、また広報車等の周知もひとつ考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほども言いましたが、やはり災害、まず情報を知らなければ避難の行動もとれないということで、情報発信の問題については、しっかりしていただきますようお願いいたします。

次に、特別警報のお知らせパンフを配布していただきましたが、先ほども言いましたように、実際には避難者が少なかったということで、防災意識を高めるためにも、災害、防災の勉強会や説明会等を開催するように要望いたしますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。住民への説明会、勉強会を開催したらどうかということでございます。その部分については、前向きにまでいきませんが、少しちょっと検討するというんですか、どのようなやり方があるかいうのを含めながら、ちょっと考えてみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひ検討していただきますようお願いを申し上げます。

笠置町の避難所のいくつかは、洪水時には浸水すると想定されています。岩手県の釜石市の鶴住居地区では、東日本大震災での被害が、死者445人、行方不明者138人の計538人に上って、市全体の6割を超えています。犠牲者が多くなった要因に、避難所となった鶴住居地区防災センターの問題があります。このセンターの立地場所が海岸に近く、明治三陸津波の浸水地域であったことから、国の地域防災拠点整備モデル事業としても申請が認められなかったという経緯がありました。しかし、市が防災訓練時の避難場所として活用してきたことから、地元住民の多くが一時避難所と誤解していたことが、被害を大きくしました。こうした問題のように、洪水時、浸水する場所、避難所となっているということで、洪水時などの場合は、別の場所を避難所と指定するなど、または防災場所、避難場所を別の場所に指定し直すなど、そうした見直しが必要ではないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。避難場所については、今、向出議員のほうからありましたとおり、御指摘のとおりです。ただ、笠置町でそしたらほんまに安全な避難場所あるのかと言われたときに、向出議員もなかなかお答えはできないと思います。この地形柄、例えば土砂災害の部分と水の部分、両方が一遍に来たとなった場合に、いこいの館の

周辺、あそこでも多分浸水になるでしょう。また、今の現状でいえば、163号線も浸水になるでしょう。そしたら、避難場所が一番、広域的な避難を今後は考えていくべきではないかと。笠置町で一番安心といえ、私は産業振興会館が一つは安心であろうと思います。そしたら、笠置町全住民の方が収容できるかといえ、非常にそれも困難な部分がございます。よって、災害の緊急度というんですか、それによつては今後は、越境というんですか、市町村行政界を超えた中での、こういう広域的なそういう部分も考えていく必要であると、私自身の個人的な考えとして、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 避難所の問題は、確かに地形的な問題も含めて、なかなか場所の確保が難しいという問題があると思います。こうした問題は、町の住民の方も含めて、やはりどうしたらいいか協議して、対策を講じる必要があると思います。私自身もまた提案をさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。笠置町においては、防災に関して避難訓練は実施されていますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

現在のところ実施いたしておりません。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 避難訓練は実施していないということでした。避難訓練の実施について、今後はされる御予定はありますでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問いただきました避難訓練という分でございます。

これも過日、議員からも質問いただいたこともございます。その中で、現在、笠置町消防団で、去る11月10日に全戸訪問され、火災予防啓発活動を実施していただきました。消防団では、今後は段階的に、毎年いろんな部分で、各家庭を訪問させていただいて、いろんな情報を収集した中で、将来的には笠置町も含めて、地域での防災訓練を実施したらどうかと、そういう提案もいただいております。当然、我々としても町だけじゃなしに、いろんな機関と連携を保った中でそういう訓練ができればいいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 避難訓練を実施することで、課題の発見や防災意識の啓発にもつながり

ます。ぜひ避難訓練を実施していただきますよう求めます。

それでは、次の2つ目の問題について質問いたします。

2つ目に、町の活性化、人口減少の問題を取り上げます。

町は、観光をまちづくりの中心とということを言われています。花火大会や鍋フェスタは、観光を中心としたまちづくりとの関係でどのように位置づけられていますでしょうか、認識をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

産業の活性化については、いろいろ御議論をいただくわけですが、現在、笠置町で実施いたしております花火大会、あるいは鍋フェスタ、それから春のさくらまつり、もみじまつり等々、笠置町の一つの大きなイベントといえば、私ども位置づけており、商工会、あるいは観光協会に御協力いただきながら、町の活性化に向かって取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 以前、質疑の中で鍋フェスタについてお聞きしたところ、アピールになったという回答がございました。私はこうしたイベントの事業というものが、活性化につながるというのは、例えば、いこいの館の入浴割引券を配って、今後、いこいの館の入場客をふやしていく、または何かお土産、名産品を開発して、お土産をつくって売っていく。その名産品の加工で、多少なりとも雇用になっていく。そして、それで売り上げましたお金が、町に一部入ってくる形で、町の活性化になるとそういう理論で考えているわけですが、今の話の中では、そうした明確な位置づけ、こうしたイベントがそうしたことにつながっていくんだという位置づけが確認できませんでしたが、この点についてはいかがでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いわゆるイベントの効果ということの説明だと私は思いますが、私どもやはり目に見えて、きょう鍋をやったから、料理旅館あるいはいこいの館が即利益を受けることができるんだという、そういった効果は見られないものの、やはり観光地笠置町をPRする上では、私は非常に重要なイベントであると位置づけております。そういった意味では、先ほどおっしゃった土産物あるいは名産品の販売にいたしましても、やはり売り上げにある程度は効果が出ているのではないかと私は感じております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私が言いたいのは、今、行われているイベントが、そうした位置づけ、目的意識を持ってやられているかということに少し疑問を持つから、質問をいたしました。例えば、いこいの館の入場客についても、特にふえたという数字は出ていませんし、実際、それに対する取り組み、例えば、先ほども言いました割引券を配布する、またはお風呂、来ていただくような何かアピールなどをする、そうした取り組みが明確に行われていない。また、お土産物についても、例えば、確かにブースで一部売られていましたけれども、笠置町で、この鍋フェスタに向けて特別に開発するなどの努力とかも見られないということで、大変、せっかく盛況で、たくさんの方が訪れていただいているのに、生かし切れていないのではないかと。そういう活性化につなげていくという、つなげるというところが、まさに何も実施されていない、ほとんど実施されていないのではないかとこの懸念を持っています。確かに1年、2年では結果が出ないこともあると思いますが、この点については今後どのようにされますか、再度、認識を伺います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 質問にお答えをいたしたいと思います。

いこいの館の割引券等々については、これは民間でやっておられますので、民間のほうで努力をいただくということでしか、私のほうからは回答できません。

土産物の開発、あるいはいろんな活性化につながる事業が実施されていないということがあります。土産物なんか売られるのは、鍋フェスタをやるから土産物をつくるんだということでは、私はないと思います。土産物というのは、やはり1年間を通じて販売されるべきものであると思いますし、少ない土産物ではありますが、何品かあるのも事実でございます。そういった土産物の販売、あるいはほかに特にイベントを組むことによって効果が出るんだという何かございましたら、ひとつ教えていただきたいと思います。

これから、町の活性化につきましては、それぞれの観光協会、商工会、町を含めて、皆さん方の御協力が不可欠であろうと、私は考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 入浴券の割引券の配布などは、あくまで例えでありまして、実際には皆さんの話し合いの中で具体的な提案をして、それが本当に効果があるか検討して、実施していくものだと思います。私がお聞きしているのは、今の段階では、こうしたイベントごとと活性化との間をつなぐ事業がほとんど実施されていない、そういう危惧を持っています。そ

の点について、今後は何か具体的な手だてを打っていく、活性化につながるような事業などを考えられておられますでしょうか、その点についてお伺いいたします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問でございますが、今後、町の活性化につながるような事業を考えているかということでもあります。先ほども申し上げましたとおり、スタジオエルの指導のもとに、探られる里、笠置の魅力探し等においても、笠置町の今後、何かを探っていこう、そして活性化につなげていこうという努力はいたしております。

笠置町も限られた資源、資源の少ないところでございます。しかし、荒廃した農地もたくさんあるわけでございますので、そういった荒廃した農地を有効に利用しようじゃないかという動きもございます。これは私どもの企画、そして建設産業課、農業委員会も含めて、何かを考えていこうという積極的な取り組みが、現在なされているところでございます。具体的にそれ以上のことは、現在のところは申し上げることはできませんが、そういった取り組みを行っているということも事実でございますので、報告をさせていただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 要するに、イベントごとと活性化との間をつなぐ事業をやはり考えていかなければ、何のためにイベントしているのかということが問われると思っております。ぜひ、今後検討いただいて、私自身も提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今、スタジオエルの話も出ましたので、ちょっと質問の順番を変えて質問しますが、やはり笠置町に住んでいただくためには、住みたくなるようなアピールが大事ではないかと思っております。一般には不便の解消であるとか住みやすさ、いろんな助成制度つくることも大事です。あ、それだけでは笠置町に住むという選択をしていただく決め手にはならないのではないかと思います。この笠置の特徴を生かしていくことが大事だと思っております。自然が好きな方もおられると思っております。私自身も、ここに引っ越しされた方で、自然が好きだから引っ越されたという方もお聞きをしています。そうした方に笠置の自然をアピールするという形で、ニーズに合致したあり方で人口をふやすことが、無理のない方法ではないかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員おっしゃるように、ただただ便利、住みやすさだけではなくして、自然をアピールした中で、笠置町の特徴をこれから発信していくべきであるという御意

見でございます。私もそのとおりだと思います。それで人口がふえるとするならば、これにこしたことはないと思います。しかし、自然がある、歴史があるだけでは、なかなか人の定住というのは考えることはできない、我々、やはり生活をしているわけでございます。残念ながら、若者が定住できない理由の一つは、やはり我々に想像することのできないような非常に大きな問題も抱えているのではないかと。ただただ自然をアピールしただけでは、なかなか人口増につながらないように私は感じております。そういった積極的な向出議員の御意見、これから期待をいたしておきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私が言っていますのは、やはり自然が好きな方というニーズに応じたアピールという意味です。それだけで抜本的な解決になると言っているわけではありませんが、それも一つの大きな方向性、視点として考えていただきたいという意味です。

まちづくりのもう一つの重要な点は、産業づくりだと考えています。今、特に大きな産業、特産という物ありませんが、まちづくりには地域の経済循環という、そういう仕組みづくりを考える必要があるのではないかと考えています。例えば、年金暮らしの方が不便だということで、ネットショッピングで物を買ってしまったら、また、電車で出かけて外で物を買ってしまえば、お金が町の外に出ていってしまいます。そうではなくて、そうした方たちが笠置町の中でお金を使っていく、そういう仕組みづくり、そういう方向に町が取り組んでいくということが大事ではないかと考えています。

今、現在では、プレミアム商品券の発行という形で、一つの事業として、それが行われています。この経済循環を中心としたまちづくりという点については、いかがお考えでしょうか、認識をお伺いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町の町の中で経済の循環型社会をつくっていくと、できれば私は理想だと思います。例えば、農産物でいいますならば、地産地消ということができれば、私は理想であろうと思います。ただ、残念なことに、先ほど申しましたように、笠置町は本当に狭い町でありますし、資源の乏しい町でもあります。そういった中でいかに地産地消をしていくかという、非常に大きな問題だと私は感じております。今の経済の中で考えますと、笠置町でつくったものを笠置町で消費できれば一番いいと思います。

しかし、残念なことに、それはなかなか難しいのではないかなと、そんなふうにも思います。ただ、これからのまちづくりにはやはり産業の活性化、産業というのは主に観光産業に

なってこようかとも思いますが、その観光産業をいかに振興させていくか。農業、それから林業、いろんな経済面からやはり協力をしていかなければ、観光産業、一つの大きな柱が生まれてこないように私は感じております。そういった面で、今後の笠置町にとっては、向出議員おっしゃるように、循環型の社会が構築できればよろしいんですが、なかなか難しい問題もあろうかと思えます。しかし今後は、そういった方向に向かって進むことができれば、私は理想だと考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この経済循環づくりという点で、一つ提案があります。

京都市では本年度から、日常の買い物に困るお年寄りや障害者の方のために、商店街や中小の小売店が行う移動販売や新店開店などの取り組みに補助することを始めています。事業費のうち3分の2以内で、上限300万円という内容です。笠置町でも町内で買い物していただくことを促すために、こうした補助の制度をつくってはいかがでしょうか、この点について見解を伺います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員おっしゃるように、理想をおっしゃっているように私は思います。笠置町で、残念なことに商店街のシャッターが1つ2つと閉まっていく現状の中にあつて、笠置町で全ての人が生活に十分に対応でき得る商品があるか、なかなかそれも見当たらないのではないかなと思います。一部は、やはり笠置町内で十分足り得るものもあろうかと思えますが、やはり残念なことに、笠置町内の現在の商店街の状況では、そういったことも非常に難しいように私は考えます。やはり人がふえることによって商店も商店街も栄えていく。そういう好循環型になっていければよろしいんですが、残念なことに笠置町の場合、その逆になりつつあるように、私は感じております。

しかし、私ども、そういったことは言っておれませんので、何とか活性化に向かって、今後は努力してまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） それでは、最後に、この問題で要望したいと思います。

今現在でもまちづくりに関して検討する場、議論の場はすでにありますが、町の住人、議員や専門家が入った公式なまちづくりの検討会というものを立ち上げていただきますことを要望いたしますが、この点はいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 検討させていただきます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） それでは、ぜひ検討会、検討していただいて、立ち上げていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の最後の問題に移りたいと思います。

3つ目は、特定秘密保護法についての問題です。この問題は国で成立した法律ですが、行政、また議員として民主的な議論の場、情報が出されにくくなっていく、そういう重大な問題であるという認識に立ちまして、取り上げさせていただきたいと思います。

去る12月6日に成立した特定秘密保護法は、ある事柄や文書を秘密指定にして、その秘密を漏らしたものに懲役刑の厳罰を科す内容です。この法律は行政にもかかわり、住民の安全や利益ともかかわってきます。例えば米軍機が京都上空を飛んだ場合、その情報が秘密指定にされ、隠されてしまうなど、住民の知らないところで政治や行政などが進むことや町長自身にも情報が知らされないなど、さまざまな問題や懸念があります。町長はこの法律に対して、どのような認識をお持ちでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 特定秘密保護法、先ほどおっしゃったように、法案が6日、参議院を通過し可決成立いたしました。その内容等については、これから国レベルの話でいろいろ検討されようとしております。現在、私ども地方自治体で、その法案に向かってどのように取り組んでいくかという、その内容については、まだ検討の段階にないように私は考えております。ただ国サイドの国防等については、これはやはり我々も全く知りませんとはいかないと思いますが、やはり国サイドでこれからいろいろ検討をされようとしております。監視機関により監視の機関の設置ですとか、あるいは内閣官房に保全監視委員会を置くですとか、いろんなことが検討されようとしておりますので、そういったことを見ながら、今後、我々の立場において見ていきたいなど、こんなふうに考えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この法律により行政にどのような影響が出てくると想定されておりますでしょうか。見解をお伺いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 国政レベルの話、それぞれの地方自治体に置きかえて、どういう影響が出てくるのか、私はまだ全く未知の世界ですので、見解は差し控えさせていただきたいと思

います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この特定秘密保護法については、私自身も1日目の議会で意見書を出しました。残念ながら否決されましたが、議員の一員として、やはりこの法律は行政にとっても情報を隠されてしまう危険もあるということで大変重要な、民主主義にとっても大事な問題だと思っております。

ぜひ、どういう影響が出るか今後、御検討もいただいて、さまざまな問題点、また私自身も発信して、この法の問題点、皆さんに周知して頑張っていきたいと思っています。これで質問を終わります、ありがとうございました。

議長（西岡良祐君） これで、暫時休憩に入ります。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後1時30分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番議員、大倉博君の発言を許します。大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

最近、私、同級生というか、友達とか会合を持ったら、最近和束の町長とか元気あつて新聞に載ることも多いとか、本当に南山城とか、最近笠置よりも元気ええなとかいう声もよく聞くんです。そういう話題が、和束町長の話とか、たまたま同級生で奈良市の副市長とか、同級生おるんでそういった話題がよく出んですけれども、本当に笠置があんまり新聞に最近出ることが少ないというか、何か寂しいというのが現状です。

その中で、きょうは質問通告を出していましたように、町長が11月24日の京都民報、ここに、「もの申す」、TPP、町長、この新聞はどういった新聞か御存じですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 存じております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

どこの党の機関紙ですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） どこの党と申されましたら、私は共産党の機関紙だと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

来年知事選挙ですね。今度出られる予定にされている知事さんですね。そして、対抗馬と思われる方が、来年予定の、載っている新聞なんですね。ちょうど私、京都府の市町村長会が一斉に今の知事を、現職の知事を応援するという報道とかをよく見るんですけども、町長のスタンスはこの方を応援されるんですか。それは極論ですけども。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私が誰を推すのか、現在の町村会は現在の山田知事を推すということでもとまっております。それと、今回の機関紙に載ったこととは何ら関係はありません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうすると、町長のこの政治姿勢、町長は、私は保守系というか自民党の方の応援で当選されたと思うんですけども、町長の政治姿勢というのはどんなのですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私の取材がされたのが京都民報、共産系の新聞だからといって、私は共産党でも自民党でも、何党でもありません。全くの無所属であります。フリーな立場でものを言っているつもりであります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

通常こういった新聞に、あんまり見ていないんですけども、ほかの市町村長なんかでも、こういった新聞には恐らく載せておられないと思うんですよ。ここに笠置町長、松本勇さんと載っております。本当に、これが例えば京都府の知事とか京都府の方が見られて、もう既に見ておられるかもわかりません。どう思われるかはわかりませんが、本当に笠置として、やはりこの三ヶ町村なんかは京都府行っても応援してくれているということは、たまたま私は京都府へ行った場合には必ず京都府庁と観光協会には寄るようにしとるんですけども、やはり応援してくれていることが端々に、言葉に出てくるんですね。

だから、そういったことが今後どうなるのかなと心配するんですけども、そういったことも考えて、こういうことに何で載せられたかというのが、それ一番のあれなんですけれども、どうですか。今後の府とのあり方というか、どういうふうに思われるか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私がこの京都民報の取材を受けたこと自体、大倉議員は問題だとおっし

やるわけですか。私は何らやましいことはありませんし、京都民報であろうと自由新報であろうと、私は取材は受けます。私はあくまでも笠置町民を代表しての発言だと思っておりまし、京都府庁のほうに行きましても、何ら問題はないと思います。

問題は、記事の中身ではないかと私は思います。だから、私は共産系の新聞であろうと自民党系の新聞であろうと、何系であろうと、私は何ら差し支えはないと考えております。まして、一般紙におきましても、右寄り、左寄りの一般紙がいろいろあるわけです。それらについても、私は毎月定例記者会見を受けておりますし、発言も自由にいたしております。私は何らやましいところはないということだけ申しておきたいと思ひます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど町長やっぱり、あんまりこんな話も言いたくないんですけども、やはり町職員の方なんかでもやっぱり陳情とか行かれたとき、やはりちょっとこういうことをもし知っておられたら肩身の狭い思いされるんじゃないかという危惧はします。

一応これはこれで終わっておきます。ただ、今からこの記事の中身について問い合わせします。

大きくT P Pと消費税の関係が書いております。どちらも反対ということで載っております。どちらもここに、T P P、もの申す、それからここには消費税は納得できないと載っております。

12月12日の議会のときに、共産党の向出議員が意見書を出されましたですね。消費税の2014年4月からの増税の中止を求める意見、これはほかの議員方はみんな賛成しませんでしたけれども、私そのときこれ持っていましたんで、町長やったらどういふ考えで、この記事の中身を見て賛成されるんかなと、向出議員と同じように賛成されるんかなと思ひながら、向出議員の意見書を聞いておりました。

中身は向出議員の意見書と、もう読みませんけれども、ほとんど一緒です。中小零細企業や個人企業の経営に云々とか、ここにも書いております。

町長、消費税は今でも、これ記事によると反対なんですけれども、どうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。消費税は反対と私は書いておりません。消費税そのものについては反対ではありませんということをお言ひしております。

ただ、その中身については、やはり笠置町民にとつた場合にどうであるかということをお申

したまでのことでもあります。決して消費税は反対とは言っておりません。国サイドで決められてくることでもありますので、我々がどうのこうのという立場ではないと思いますが、しかし、消費税そのものがやっぱり町民に少なからず影響を及ぼすのは、これは当然の話であろうということを私は申したまでのことでもあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ただ、向出議員のは、2014年4月からの増税を中止する意見、町長もここに来年4月に増税するのはいかなものかと書いてますやん。違いますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私と向出議員とは、立場も異なりますし考え方も異なります。しかし、その消費税そのものについては、やっぱり増税ないにこしたことはないということを私は申しているだけのことであります。向出議員と全く同じことを言っているわけではありません。消費税そのものには反対ではありませんということを私は申しております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

反対とか云々じゃなしに、来年4月に増税するのはいかがか、向出議員のも来年4月に増税中止云々話だと、同じことですやん。違いますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） やはり来年4月に消費税の増税に向かって、我々も水道料金その他でその用意をしているのも事実であります。そのつけがやはり町民に全て回っていくわけであります。だから、その辺の意味を私は申しております。

ただ、その4月云々、多分4月に消費税の値上げということになってくるわけですが、向出議員と私のその消費税に対する根本の話が違うということだけは御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

12日の議会のときにおっしゃったように、水道料金の値上げのときにも、だからあのとき何でその8%、3%上げられるんかな思って、私もこれを思いながら聞いておったんですけども、それは町行政をあくまでトップとして、だから別に上げなくてもよかったんじゃないんですか。もう賛成でみんななりましたけれども、水道料金の消費税分の値上げという

のは。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 水道料金の消費税の値上げについては、先般の議会のほうで御議論をいただいたとおりであります。私は議会の議決を得ておりますので、そのとおり実行してまいりたいと思います。

上げなければいいのではないかということですが、水道料金、これ別途会計になっているわけですが、苦しい状況の中にあります。そういった中で、町民の皆さん方に御負担をいただきたいということで、皆さんにお諮りをしたとおりであります。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、消費税をこの水道料金に、町民困っているということであれば、上げなくても、議会に提案しなくてそのままいければよかったんじゃないかと。私はそれで、27年の10月にももし消費税があと2%上がれば、この前上げるという答弁されましたけれども、だから町民が困るんやったら別にここに書いているように、上げなくてもよかったのと同じですか。それはもう議論はそういうふう到我々は賛成したからあれですけども、このときも私はそういう議論が、まず何でこういう提案で上がってきたんか、それが不思議で仕方なかったんです、ここに書いているとおりです。

次に、「インタビュー、もの申すTPP、笠置町長、松本勇。」私、これ一般質問の項目入れて、それから二、三の人に聞きました。何で今ごろTPP、消費税も決まっているのに何でという話がよく聞かれました。必ずそういった答えでした。それで、何でこの機関紙やという話を聞きました。

そこで、TPPの関係で言いますけれども、TPPは報道されていますけれども、一応来年1月に再協議ということになりましたですね、年内妥結が断念でしたけれども。あと一番大切なのは、やはり日本の農業分野の5分野、そのほかのところはもう大方妥結というか、されているように報道されております。

そして、この17日の産経とFNNというんですか、その世論調査をやった場合に、問いです、農業分野も含めて原則関税を撤廃し、アジア太平洋の国々との貿易を大幅に柔化する環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPに日本が参加することは、賛成が60.6もあるんです。反対が28.8、これは一つの世論調査ですけども、賛成が60.6、反対が28.8あるわけです。

町長はこのT P Pについての考えは、町長もこの文章を読めば大体反対というかそういう意向のように見えるんですけども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） T P Pの問題については、国政レベルでいろいろやられて議論がされているとおりであります。その議論が、やはり最終的には国民全般におりてくるわけでありませう。そうした場合に、T P Pの問題が貿易の、いわゆる関税の完全な撤廃という話になってきましたら、不利益をこうむるもの、利益をこうむるもの、それぞれの立場でみんな違うと思うんです。

私の立場から賛成あるいは反対ということは差し控えたいと思います。なぜならば、町民の皆さん方でも、製造業に携わっておられる方だったらその影響は多分あるだろう、しかしそれを消費する立場になれば利益が受けられるという、双方のいろんな立場があるわけですので、私の立場からは反対とも賛成とも言えないと思います。

しかし、全国町村会の立場はT P Pに反対の立場であります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そういうことをおっしゃっていたら、何で、なぜということが出てくるんですよ。さっき言いましたように、何人かの人に問い合わせたら、何でということ、こういった機関紙にT P P、これ読めばT P P反対ですよ。反対のこと書いている。消費税も今言いましたように、4月増税するのはいかなものか。これ見ていたらそうですよ。

次に、記事の中身について行きます。

9月議会で石田議員も質問、私、これを3月からエネルギー問題はやりたかったんですけども、ここにもちょうど新聞にこれ載せていましたので、要するに間伐材でペレット云々とかいうこと書いていますね。ちょうど石田議員も9月議会でいろいろしゃべっておられました。

結局、このエネルギー問題というのはなかなか難しい問題で、京都府のこれ、ことしの当初予算のあれなんですけれども、ここにも「エネルギー自給・京都」実現というのも書いております。20年度の達成を目指すということで、いろんなことがここに、この予算書の骨子に書いております。

京都府の取り組みと同じように、笠置町もそれは町長、いろいろこういうエネルギー問題やっておられると思いますけれども、先日、総務省の緑の分権改革、インターネットを見て

いましたら、これは再生エネルギー問題で24町村が、そのうちに笠置町が入っております。北は北海道から南は沖縄まで、そこに笠置町が間伐材の木質ボイラーによるハウス栽培、地域通貨ということで393万円、2年ほど前の京都新聞にもそういったことが載っております。

これ、あと各市町村でこの24カ所のうち何ほか、ネット見ていましたら経過報告とかそんなのいろいろ載っていましたが、笠置町のこの緑の分権改革の調査結果というか、そういったことは当然総務省に報告されると思うんですけども、報告された文書というのはあるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 総務省の事業で、平成22年、23年ですか、2年間にわたって調査をやってまいりました。その調査報告の書類は全て整っております。今手持ちがありませんので説明はできませんが、報告はいたしております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、その総務省に報告された文書、ちょっと議会のほうに出してください。議長、どうですか、要望ですけども。出してもらうようお願い。

（「それは前議会で報告も確認しております」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 前回のときにもその質問は出まして、報告も企画観光課長がやっておりますが、その書類をほしいということやったら別途要求してください。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

議長（西岡良祐君） はい。

3番（大倉 博君） いや、だからその報告書をほしいということなんです。よその市町村やったらネットで公表しているところもあるんですよ。だから、やっていますよ、やはり。24あるけれども、そのうち、やっぱりネットで今中間報告というか、そんなこともやっております。だから、その報告書をお見せください。

といいますのは、そのチップ材で、町長やられたときに、どうですか。チップ材やられたときに、駐車場の片隅に段ボールでちょっと置いて、あのチップ材のお金、費用とかは結局どうなったんですか、あれは、あの費用は。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 実は平成22年、23年、24年にかけて、環境省それから総務省の調

査事業を行ってまいりました。その中で、いわゆる杉材からチップを使ってボイラーに使用してはどうだろうということで、検討を重ねてまいりました。しかし、いろいろ諸般の事情で、化石燃料のほうが効率がいいのではないかという結論に達しながら、今現在に至っているわけでありまして。その費用等については、国の直接の事業でありますので、町負担は一切ございませんでした。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉議員、ちょっと先ほどの件ですけれども、報告書、緑の分権についての報告は、私、議員のときにも質問して、結果報告は聞いております。その報告書の文書自体をくれという要望やったら、してください。どうですか。

3番（大倉 博君） はい。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長、報告書渡せますか。

企画観光課長（山本和宏君） 報告書につきまして、議長からそういったお申し出等がございましたら、配付をさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 関連で、ちょっと大倉君、これ通告以外のことにずれているんで。

3番（大倉 博君） 木材は現地地産にこだわって使用したい、温泉施設で間伐材のペレットを利用することも検討しましたと書いているんですよ。だから、質問しているんです。

議長（西岡良祐君） だから、その件についてはもう議会の報告も聞いて、我々聞いて確認していますので、結果も余りぱっとしなかったという結果が出ていますけれども、そういう報告はもう済んでいるんです。それをもう1回聞きたいということですか。はい、大倉博君。

3番（大倉 博君） それは、私がまだ議員1年しかなくなっていませんけれども、それまでの話ですね。だから私知らないから、資料をくださいと言っている。

（「資料出しますわということで」と言う者あり）

3番（大倉 博君） 本来なら今言ったように、もうネットで流す時代やから、できたらその結果というか、そういうこともやっぱりネットで流してほしかったら、やっぱりこれで見られるんですよ。大概のところはやっぱり載っています、この緑の分権改革の件については、はい。

議長（西岡良祐君） そしたら、それ出そうというようにやっていけますか、どうですか。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） もう既に事業が終わっていますので、ネットについてはちょっと載せることは考えておりませんが、資料につきましては配付をさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 何でネットに残るといふのは、失敗談とか成功談といふのはやはり、これ国の事業ですから、失敗談であろうが何であろうがやっぱり載せる義務があると思うんですよ。393万ですか、国の事業。町の予算は使っていないと言うけれども、結局は国の、みんなの税金の中から393万もらった事業なんですよ。だから、説明責任といふか、やっぱり全国民の方にも、実際に今言いましたように、緑の分権改革でネット見てもらったらわかります、載っています。だから、その結果を、その失敗か成功かわかりませんが、まだ資料もっていないから、だから載せてほしいなという私の意見です。

だから、ネットにぜひとも載せてください。どうですか、もう一度聞きます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 先ほど申しましたように、今現在ネットに載せるつもりはございません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それは、先ほど言いましたように、こんな小さな町で、ほかのところはやっぱり見ていたら2,000万とか3,000万、4,000万の事業をやっておりますわ、このネットで見たら。笠置が一番小さく393万。もう1つどこか393万というのはありましたけれども。やはりこれは国からですから、説明責任といふのがあると思います。もうこれ以上言いません。できたらネットに載せてください。

次に、町内の安全対策です。これも9月議会で本来ならやる予定で、用意はしておったんですけれども、なかなか質問する時間がなかった。これも結局3月に、エネルギーの問題も3月にもっと詳しくやりたかったですけれども、30分の中ではなかなかできないことなんですけれども。まず笠置町内の安全について特に163について話しますけれども、ほとんど府の事業ですから要望事項になると思いますけれども、まず163の現状といふか、笠置町以外の東と西、東からいくと島ヶ原のバイパスがもう何年前通って、どんどん車が通っています。

次に、大河原のトンネルが、これはことしの8月に山田知事の講演に行ったときにもらった資料ですけれども、ここにはバイパスでは平成27年に大河原のトンネルが完成予定となっております。

そして、西に行くと、清滝トンネルが片側2車線にすることで今工事やっております、これは国の直轄事業で。それと、橋脚、片側2車線にするように精華の柘榴の地区まで片側2車線やるように、今やっております。

そして、木津駅の裏側、城山台ですね、あそこはもう完全に片側二車線、広い道路ができております。歩道もできております。

そして、いよいよ29年に旧山城町と木津を結ぶ淀川のところに、今工事がやっと、橋脚工事をやりかけております。これが29年の完成予定で、これがですよ、29年の完成予定でやっております。

そういった中で、私、土木事務所に9月に質問しようと思って行ったときにこれいただいたんですけども、要するにこの道路が笠置以外のところがどんどん広くというか、道がよくなるんですね。それで土木事務所に聞きましたら、駒返しのあそこもやはり銭司の地区の方と話し合いというか、トンネルするか、どこを通るかという話し合いもやっていることもおっしゃっていました。それで、木屋のところも今工事やって、ちょっとまだ広げていますけれども、そういったように、笠置町内以外からそういうふうにとんどん道路を広げられて、道路がよくなって、笠置町内だけがやはり残っているところ、午前中にも質問ありましたけれども、切山地区とかそういった……。午前中もいろいろ台風18号とか163号の話がいろんな方からありましたけれども、私はこれも台風18号のその日の朝に、笠置町内50ccの単車で回ったんですけども、写真撮ったやつ、これが、ここが通行どめというのが飛鳥路へおりの道になっている。ここ見ていただければわかるように、これ森本自動車の前のあのあたりがもうつかっているところですね。それで、これがつかった後の工事で、掃除とか、もうされていました。これがそうです。それがちょうど8時過ぎぐらいやったと思います。

それで、ここである人が、やっぱり道路のかさ上げという問題、さっきもちょっと、午前中出ていましたけれども、土木事務所の方もおっしゃっていましたけれども、やはり国道、基幹道路ですから、やはりこういうことで通行できないと、できたらかさ上げしたいという話でしたですね。

だから、ぜひとも、できたらやはりこういうかさ上げ工事もやっていただけたらと思うんですけども、それは要望ですよ、だから府に対する要望。来年度の予算ではもう今できているかどうか、今から間に合わないかもわかりませんが、やはり常に要望やってもらわないけないと思うんです。

それと、4カ所工事です。いよいよ歩道橋の話なんですけれども、だから今言いましたように、先ほど午前中もありましたけれども、草畑のところの道路、あともこれがこの当時、これも朝撮ったやつで、砂防ダムのおかげでか知りませんが、普通やったらこれが水

がどんどん出ておったのに、大分ちょっと水量が落ちているような気がしておりました。普通やったらもっとこれ、2、3日ずっと流れて、この日の朝やのにこういう、砂防の関係で大分工事が進捗してこういう形になっているのかなと思いました。

その中で、切山から流れてくる安森谷川、これはこの前も、9月のときに質問しようと思って、事務所で行ってもらって、この前も土木事務所の方からいただいた同じ資料なんですけれども、あと砂防工事はここ3つだけ、あと掘るだけなんですけれども、それがなかなかということで、そうやって私が一番心配するのは、163に水が流れるこの安森と八幡谷川が合流するわけですね、ここ。そこまでは護岸工事で、本当にこれ8月はきれいに水が流れました。雨の水、ほんまにきれい、もう濁っていない水がどんどん流れました。

これはちょうど163との合流の八幡谷川のところなんですけれども、だからここを早く砂防ダムの要望を、ここにそういう設計はされております。現在、今砂防ダムはあるけれども、小さいやつが埋まっています。その上流にここ、つくる予定では今あります。どうか、要望として。府のほうには要望されていますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、以前から切山地区におきましては地すべり対策、また砂防工事、同時に進んでおります。先日も議会の皆様方の研修会ということで、土木事務所のほうから来てもらいまして、その中の研修を受けられたと思いますけれども、その中でも少し説明があったかと思えます。私も京都府のほうから聞いておりますし、要望というのは以前から、その谷川の関係もしております。

そのこのダムにつきましては、もともと治山のダムが入っているということで、京都府の中でも土木事務所と振興局の関係、その辺の調整も含めまして、今後に向けましてやっているということで、そこで土砂を今よりも多くせきとめられるような構造を考えているということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

次にこれ、草畑からこちらに、このぐらいまで歩道なんですけれども、できればこの切山の下地区、これはもう長年なかなかかかっている地権者というか、方にお話に聞いたら、なかなか土木事務所の方にもお話を聞きました。課長にもいろいろ聞きました。ぜひともここを、今言いましたように、東から西から、そういうふうに道路がどんどん攻められてきて、町内だけが取り残されてならないようお願いしたんですよ。

これ、京都の交通量調査、これが5年に一遍なんですけれども、22年ではこの草畑のところでは24時間の交通量が1万1,459、交通量調査、それとこれが2万近くなったら、おっしゃっていましたがけれども、精華町の柘榴で1万8,392ですか、こうなるとやっぱり片側2車線というか、そういう国の事業になるみたいです。

それとおもしろいこと、おもしろいと言ったら変な言い方なんですけれども、昼間の12時間の交通量で、歩行者、なかなかおもしろいんですけれども、おもしろいと言ったら怒られるけれども、草畑の地点では9人、北大河原、大河原のところでは、恐らく小さな歩道橋が駅まであるから、恐らく役場の前ぐらいで調査されたと思うんですけれども、ここでは106と出ております。だから、いかにやっぱりこの歩道があるとないで、やはり通行する人も違うのかなという気が、この交通量調査から見られると思うんですけれども、確かに大河原も狭いところなんですけれども、駅までは細い道が、歩道が通っております。できればこの歩道を、これも要望ですね、いろんな地権者と絡みがあるけれども、やはり。

そして草畑、次は有市の森本自動車前、あのあたりもかさ上げ工事と、できれば歩道もやっていただきたい。これも要望になってきますから。それと、有市の石川さん宅の前、一番困難なのは有市の西中さん宅、あそこはもう本当に住宅移転とかそんな大きな問題になってくるんで、ほんまはそこが大事なんですけれども、あそこ聞くと、あそこに家がある方は信号機の点滅があるときに、西から帰ったときにはボタンを押して、青に直して、青で通ってバックして車庫に入れるというえらいことやってはるなという話を聞きました。だから、やはり本当が一番危ないところはあそこなんですけれども、なかなかこれは家も四、五軒あそこにあるんですか、続いて。なかなか難しいところなんですけれども、ぜひともこういったところを、町長、どうですか。もう町長の、あとはリーダーシップで、本当に課長任せじゃなしに、もう本当にこれやってほしいという決意をどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員おっしゃる箇所については今に始まったことではございませんで、もう私、議員時代のときからも、京都府それから警察、公安委員会等へ陳情に行っております。しかし、なかなか現実には厳しい状況にあるように思います。

しかし、今おっしゃった何カ所かは歩道が拡幅され、設置されるということも聞いております。やはり、これから我々もそういった危険箇所があるということも十分つかんでおりますので、今後は陳情活動を続けてまいりたい、そんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 町長、陳情もええけど、やはり地権者とか地元の方の話合いがオーケーやったら、要望せんでもある程度土木事務所行けるんですよ。その辺のところ、決意を聞ききたかったんですけども、もうそれはいいですわ。

そして最後、もう時間がないので。飛鳥路地区、この前も18号でやはり大分、二、三日水につかったんですかね。先ほどから潜没橋と、私は前に飛鳥路橋したとこやと言うたけれども、今、潜没橋と言うあれで別名やったけれども、雨のときには、雨の模様にもよるんですけれども、笠置テレビが笠置大橋と飛鳥路の橋と、常に映っていますね、放映されていますね。だから、ほんまに雨のときには、できたら、できたらと言うより、ぜひとも飛鳥路のほうを放映してほしいという要望なんです。わざわざ上から川がどれだけ出ているかとか、やっぱり見に来ると、通るときには。だから、テレビが映っていたら見に来やんでもわかるという話なんです。だから、雨のときには、今言ったように雨の状況にもよりますけれども、できれば笠置大橋じゃなしに飛鳥路橋のほうをテレビ放映をお願いしたいという要望です。

それで、この前の18号では二、三日あそこ出られなくて、柳生へ行く道を、興ヶ原へ出る道もあそこはちょっと上流のほうで土砂崩れがあって車がいてないということもあったし、ほんまに逃げ道がないんですね。最終的には、これ要望ですけども、課長にも言っていたんですけども、あの鉄橋、このぐらいの幅で保線の方が通れる、木津川の上流の側に、これぐらいの、保線区の方が通れる、あるんですよ。ここは昔、飛鳥路の人も通っていたという話も若干聞きましたけれども、できればそのJRと町となるんか消防、近くにあるから、相楽消防となるんか知りませんが、そういった緊急時にはそこを通らせてもらえるというような協定というか、ぜひともそういったことをやって、急病人がやっぱりあそこでも、飛鳥路の方でもやはり、我々もこんな言いませんけれども、やっぱり寝たきりの方もおられます。いろんな方おられます。もしそういうようなときに、二、三日も車で出られなかったら本当に大変なことになるんですよ。だから、そこはお医者さんがたまたま通ってその家へ行かれるか、何らかの形で鉄橋を通れるように、もともと町長はJRにおられた方ですから、一遍そういったことも、ぜひとも検討してください。これは本当に要望、大変なことですよ。だから、ぜひともこれをなるようにお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員の要望で、鉄橋を通れるように交渉してほしいということですが、鉄橋を通るということは無理なように私は思います。やはりほかに方法を考えるべきだと思います。鉄橋はあくまでもいわゆるJRで管理しているところでありますので、

そこを通らせてくれとは、私はよう要望に上がりません。

(「町長、ちょっとはなからそう言われたって」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 大倉君、ちょっとね、自分、これ30分いうことで決められているんやから、もっと自分の質問事項全部聞けるように、自分の質問をまとめてきてくれますか。自分の話するほうが多くて、今の時間見ていたら、答弁のほうはもう3分の1ぐらいですよ。これではちょっと一般質問にならへんので、もうちょっと自分の質問をまとめて質問するように心がけてください。お願いします。

はい、それでは次、4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番(西村典夫君) 議長。

議長(西岡良祐君) 4番、西村典夫君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

私からは、これからの町の課題について、いこいの館について、諸工事についての3点を質問させていただきます。

これからの課題ということで6点ほどお聞きをします。

町の高齢化比率も4割を超え、これからますますこの傾向が顕著になっていきます。団塊の世代が後期高齢者になり切る25年度に向けて取り組んでいかなければならない問題がたくさん生じてまいります。その中でも特に財政の健全化をどう守っていくかが大きな課題になります。財政の圧縮、シフトがえは必至であります。

町民の皆さんに理解していただき、協力をお願いするために、これからの10年、20年後の歳出、歳入、税収入、扶助費などのデータを示して理解をしていただく必要があると、私は思います。ある町では、高齢者の方が1人ふえると30万円の扶助費がふえるとも試算もされているところもあります。初めに、みんなで町を守っていくという気構えをつくるために、このような取り組みがぜひ私は必要かと思いますが、どうですか。

議長(西岡良祐君) 住民課長。

住民課長(東 達広君) 失礼いたします。

財政的な観点の後ほど総務財政課長のほうから答弁いただくとして、その検討資料となります老人福祉の整備の観点から、私のほうから若干御説明申し上げます。

4割、高齢者比率、65歳以上人口でございますが、高齢者比率は11月に若干超えたところでございます。高齢者比率だけでいいますと当然伸びておりますが、高齢者人口につきましては、18年、19年から変わっていないんです。65歳以上人口は総人口が減る中で、

総数が変わらないという状況が続いております。

そういう中で、来年度26年度、町の高齢者福祉計画、老人福祉計画とも呼びますが、第6次高齢者福祉計画、それと兼ね合わせた介護保険事業計画、これは3年ごとに見直しているわけですが、この計画を来年度中に策定いたします。特に介護保険制度が変わりますので、重要な計画になろうかと思うんですが、それに基づきまして、財政のほうと兼ね合わせて施策を展開させていただくことになろうかと思えます。

端的に言いますと、西村議員も御承知いただいているとおり、介護保険についてはかなり制度が今度変わる中で、町のほうとしても予防のほうに重点を置いた施策を財政のほうに要望してまいりたいと、今の時点では考えているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。

ただいま西村議員のほうから、将来を見据えた財政計画的なデータを住民の方々に知らせていって、その部分で改革を推進してはどうかという意味合いだと私が理解しております。

その中で、我々財政サイドにすれば、現在問題になっている社会保障、要は扶助費ですね、だけの問題じゃなしに、町の財政はそれ以外の歳出の面でいえば、公債費もあり人件費もあり、問題となっている一部事務組合の補助費等々がございます。その全てを5年、10年先の部分のシミュレーションは立てることは可能ですけれども、ただ入ってくる歳入の部分との整合性、どのように歳入を見積もるか、これは申し上げて、はっきり、至難のわざでございます。

というのは、歳入を見積もる際に、笠置町の主な財源は各議員もう知っていただいていると思えます、交付税が一番のメインでございます。その交付税が、平成27年の告示の人口に伴いまして、29年からどのような数字になるか、はっきり言うてこの数字は読みかねます。それを住民の方々に知らずというのは、ほんまに絵に描いた餅にならないか、そのような心配を私はしております。

よって、先ほど住民課長が答えた老人福祉計画及び介護の計画等々を勘案した中で、社会保障の部分であれば幾らか示していけるかなと思えます。ただ、この社会保障費につきましても、消費税のアップ分について幾らか国から出てくるということになってはいますけれども、これも小規模町村にとってどれぐらいの配分になるかというのを、現在のところ、私の段階では白紙な状況ですので、住民の方々へのデータについてはもうしばらく考える必要があると、私は思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

当面はちょっと困難であるけれども、将来に向けて取り組むことも可能だという返事をいただきました。ぜひともこういうデータを町民の方に知らせて、一緒に取り組んでいく姿勢を私は見出してほしいと思います。

急激な改革は痛みを伴いますから、私は緩やかな改革をしていくべきと考えております。子供の医療費無料化の制度を中学校卒業まで延長しました。この制度を恒久化するために、財源を広く浅く見直していく、充当していくと確認をし合っております。

来年度に向けての予算編成に向けて、特に住民課になるわけですが、各課におかれてどのように反映をされたのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

来年度の予算編成を現在作成中でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

その中で、そのときも議論ありましたJRの乗車の補助金だとか、またはいこいの優待券だとか、またいろんな老人手当の基準だとか、そういうことは広く浅く見直して行って、こういう財源に充てようということを確認し合っておりますので、ぜひそういうことを勘案されて予算編成をお願いをしておきます。

そしてまた、ほかの課におかれて、来年は特にこういう予算を、今までと違ってこういう予算を立てたと、そういうことはございますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問いただきました26年度の予算につきましては、各課から一応12月の末ぐらいを目途に提出をお願いしているところでございます。

その中で予算編成方針としましては、国の状況も若干述べさせていただいた後、町の部分でございますけれども、町の部分については監査委員さんからの御指摘、また常任委員会での話等々踏まえた中で予算編成をしてくださいよと、それと経常的な経費につきましても、対前年度を上回ることはないよという話をさせていただいておりますので、その結果要求が出てきたときには、また総務財政のほうで各課とヒアリングをさせていただきたいという流れになっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今まで受けられてきたサービスが縮小されたり、削減されることは、何でやとか冷たいとか思われるかもしれませんが、先ほど申しましたように、将来のデータを示すことによってこれも理解していただけたらと思いますから、できたらそういうこともお願いをしておきます。

これからは、ハード面ではなくてそういう精神的な幸せを感じていただけるようなまちづくりが、前にも言いましたように必要となってくると思います。前にも申しました幸せリーグに加盟されなくても、その施策をどんどん取り入れられて、反映させていく、そういうことが大事だと思いますが、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

幸せリーグの話も9月の議会で一般質問いただきました。ただ、笠置町としましては、町単独的な事業というのは、議員も監査委員もしていただいている、数多くあるということは知っていただいていると思います。その中で、薄く広くという部分で話があるかと思えますけれども、私はある部分で、決断する時には決断した中で、各住民の方々をお願いをもらう。それは今後の少子化問題、また高齢化問題等々へ充当するという意味合いで、そういうことをまた常任委員会でも議論はしていただいていると思っておりますので、当然そういう部分を踏まえた中で今後予算編成になろうかと、そのように考えています。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

これからは高齢者の方が元気でいただけるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

長寿で有名な長野県の松川村を調べますと、何よりも高齢者の方の居場所、役割が必要で、いつまでもいろんなことにかかわっていただく仕組みをつくっておられます。その中で、長寿、長生きボランティア制度もその一つです。これは、介護施設や学校、公民館などの清掃、演芸披露、見守り、イベント援助などに参加していただければポイントをいただけてもらう制度で、施設の優遇券などと交換できるものであります。ボランティアにポイントといいますがと短絡的に聞こえますが、いい励みになっているそうです。

こういう取り組みも居場所、役割を持っていただくための一つの施策になっております。笠置町としてもこのような、高齢者の方がいつまでも元気でいただける、こういう仕組みづ

くりを真剣に取り組んでいただきたいと思います、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

長寿社会の中でボランティアの役割というのは、言われるように大事なものになってこようかと思います。

笠置町で今現在、社会福祉協議会が運営しております地域福祉推進事業という中に、ボランティア運営委員会とか、あるいはボランティア保険それからボランティアの養成講座という事業をされていまして、それに対して行政は側面的な支援をさせていただいているところです。なおかつ、独自に立ち上げられております非営利組織、NPOにつきましては、二、三設立されているわけですが、そういう活動の中で今のような、議員さんの言われるような活動が醸成されるようなことを、行政としては期待しているところでございまして、そういう活動に側面的な支援というのをやっていくべきだと行政のほうも考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 高齢者の方の居場所、役割づくりに特に励んでいただきたいと思います。

70歳以上の方の医療費の負担増、所得の高い方への負担増、要支援1、2の方を介護サービスから外すなど、高齢者に向けてこれだけ給付減と負担増を求めるのは、今の福祉制度が始まって以来のことです。ますます高齢者の方が介護を必要とされないまちづくりが一層大切になってまいります。

要支援1、2の方のサービスが町村が担うことになります。サービスの中身だけでなく、単価も独自で決められることになっていますが、財源の上限がありますから、給付費を抑えなくてはならない仕組みになっております。このことについてどうお考えなのか。また、このように制度が変わるのに、今介護事業計画を依頼されておる、この辺の整合性はどうなりますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

今、先ほどの質問にも関連が出てくるわけでございますが、27年度から先ほど言われたような要支援問題については施行されようと言われております。当然27年度に向けて26年度中、来年度予算で介護保険事業計画を策定いたします。その中で、新たな介護保険料というのも、その中に決定するわけでございます。そういうつながりがあります。

先ほど言われました改革はまだ本決まりしていませんので、あくまでその想定範囲でございすが、重点実施しなければならないなと思います。要支援1、2が一般施策になれば、一般施策の中で必要な事業を見つけていく。それを必要な事業を見きわめて、笠置町で本当に必要な要望、事業というのを展開する必要がある、そこに重点的に予算も人材も含めて配分する必要があるかと思ひます。以上でございします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 例え制度が変わりましても、そのサービスが低下しないような努力をお願いします。私は要支援1、2の方のサービスを市町村が担うことについて、ネガティブに考へてはいけないと思ひております。国の制度でありますからどうしようもありません。隣近所の助け合いや家族の助け合い、日本人が誇るべく地域の福祉力をもう一度よみがえらせる機会だと私は考へております。そういう仕掛けも行政としてぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

通所介護サービス、デイサービスの事業は、今は町がやっておられますが、民間に委ねられようとされております。これはどういう目的でされようとされているのか、またどういうメリットを期待してされようとされているのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

デイサービス、いわゆる通所介護事業でございします。今、町が直営している事業でございします。町直営というのは余り例がないところでございまして、いわゆる行政の合理化、効率化を図る手法として、民間で委託できるものは民間にという流れの中でやるというのも一つ大きな考へで、今決まったわけではございませんが、提案型で提案書の依頼を申し込んでいるところでございします。その結果につきましても、また経過も含めましてお諮りするときに来ようかと思ひます。

合理化、効率化という一言でございしますが、国からいろんなメニューが今介護保険制度を取り巻く、あるいは高齢者施策を取り巻く政策が出てきております。それを行政で新たに取り組むには、やはりそこに人材も割かなくてはいけないし、予算のときにでもちょっと御議論いただいたんですが、行政で本当にやらなければならないところに人材を充てていくと、民間でお願いできるところは民間でいくと、そういうふうな中で今検討させていただいているところでございします。以上でございします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

デイサービス事業を町の事業から民間に委ねることについて、こういう議会の承認などは必要ないんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） まず、議会の関連で言いますと、条例関係のデイサービスの運営設置なり、運営規定なりというのは廃止していく必要があると。それから許認可につきましては知事権限でございますので、議会の関係、当然協議の上のあれなんですけれども、許認可については京都府知事関係になります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今答弁をお聞きしますと、そういう条例についてのことは改正しなければならない部分があるけれども、そういう委ねることについての議会の承認は必要ない、そういうことをおっしゃられたんですね、はい、わかりました、はい。

今は町で運営をされております。収支はおおむねとんとんと聞いております。民間がされれば当然利潤を求められます。共助的な運営サービスになるおそれがあります。今はスタッフの皆さんが行き届いたサービスを提供されております。町がやっているからこそ提供できるサービス、給付対象にならないけれども、気持ちでやっていただいているサービス、こういうことがなくなってしまうおそれがあるんです。こういうことはどのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 数字にあらわれないサービスのような観点からというご質問に受け取りましたけれども、当然民間に変われば、行政のやり方とは違いが出てきます。それはなるべく行政としては明確化すべきものだと考えております。できないものはできない、できるものはできるという形で整理されていく部分も、中にはあると思います。そういう形で整理されていくのが必然的というふうに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

笠置のデイサービスは大変好評で、私は笠置の誇りにもなっていると思っております。それは、スタッフの皆さんの人柄や熱意と思っております。いこいの館を民間に委託したときは、仕事をやめざるを得ない人もおられ、痛みも生まれました。こういうことが起こらないよう、大切なものを失われないよう進めていただきたいと思います。町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 従業員の問題、それからサービス低下の問題、いずれも関連があるかと思えます。やはり民間に変わってサービスが低下したと言われては困りますので、それなりの手だてを打ってまいらなければいけないだろうと。また、民間にお願いするにいたしましても、経験のある、真に信頼の置ける医療法人あるいは社会福祉法人、そういったところに多分最後は行くであろうと思うんですが、そういったところでサービスの低下を来さないように、そしてまた、それには現在の従業員の再雇用といったものもお願いをしてまいりたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） その点をくれぐれもお願いをしておきます。

デイサービス部門を民間委託するに当たっては、必ず電気代などの共益費の問題が出てきます。今回は完全に分離しなければいけなくなると思えます。町長、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 共益費用の件につきましては、やはりデイサービスをやっていただく民間の方次第だと私は思います。そのまま共益費を払って、そのまま水道光熱費、それから温泉の利用料、そのまま払っていかれるのか、それらを全て切ってしまうんですか、独自にやられていかれるのか、後は民民の話し合いになるのではないかなと私は思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この件について最後に、先ほどプロポーザル方式で公募されていると言われました。どういう今現状になっておるのか、最後にお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

現段階は、簡単に申しますと、1月下旬に提案書の締め切り日を設定している段階でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

1月に締め切りを設定されている。現在ではまだそういう公募がない、そういう状況ですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼します。

説明不足で申しわけございません。指名業者のプロポーザルでございまして、提案書の締め切りを1月下旬に設定してございます。それで、現段階では提案書を作成されている段階だと推量します。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 民間委託をされようとされている業者を指定して、そこに提案を委ねている、そういう段階で、今まだその提案書の提出がない、そういう段階ですか、はい、わかりました、はい。

次に行きます。人口についてお聞きします。

人口減を自然減と捉われなくて、何とか現状の維持を目指して取り組んでいく必要があります。よく朝からも議論されておりましたが、小学校の統合や、あと2人減れば複式が2学級になる、どうするかという話であります。こういう議論も先を見据えて大事であります。並行して、どうすれば子供の数をふやせるのかといった議論も私たちに課せられた責務であります。結婚、妊娠、出産、育児への切れ目ない支援が必要であります。

生命保険会社の取られたアンケートに、多くの若者は将来家庭を持つことを望み、2人以上の子供を希望していると報道されておりました。しかし、結婚自体が、出会いがないと言われる若い人が多く、未婚率上昇につながっております。結婚していただいて、出生率アップへとつなげていきたいという事で、行政が若者の出会いの仕掛けをつくられている自治体がたくさんございます。笠置町も東部連合と連携して、こういうことを取り組まれるのも一つの方法です。花火大会や鍋フェスタなどのイベントを利用しての出会いの場を催すことも可能だと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

西村議員からは、婚活の要望が再三出されているわけでありまして。私は、婚活というのは行政サイドでは難しいのではないかと答弁をさせていただいているところでございます。しかし、議員のおっしゃる結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援、これには町としても何らか支援策は必要であろうと私は考えております。

ただ、婚活という話になってまいりましたら、行政サイドでやっておられる事例もたびたび聞きます。例えば農業後継者がいないために、農業後継者のいわゆる嫁探しというんですか、そういったことをやっておられるという自治体も私は聞くんですが、笠置町の未婚者の

方を考えますと、決して出会いがないという状況では私はないのではないかと思います。しかし、そういったことが今後町行政の責任においてではなく、西村議員個人としてやられたらいかかな、私は考えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

前にも町長からそういうことを言われました。ちょっと1人で苦笑いしていたんですけども、京都府もこういう取り組みに対して補助金を出すまでになっておりますし、最近の新聞によりますと、京都市ではこういう市役所の窓口までつくっておられる、そういう時代になっております。

町長、そうしたら、結婚され、またそういう出生率アップへ町長はどのようなプランを持っておられますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私といたしましては、やっぱりこれらは行政の責務であろうと考えます。

やはり笠置町の現状を考えると、朝からも何人かの方から町の活性化ということが再三出されておりました。笠置町の基幹産業は観光産業であるといいながら、なかなかその観光産業が町の活性化につながっていない現状を考えますときに、やはりもう一つ大きな、今後笠置町の産業の柱が必要になってくるのではないかと。産業振興を含めた中で、これから町の活性化を図り、若者が定住でき得るまちづくりが必要であろうと私は思います。

現状は、結婚されるのはよろしいんですが、結婚されたら必ずと言っていいぐらい隣の加茂町、木津川市、精華町のほうに移って行かれるのが現状だと思います。やはり、そういった背景には、先ほど出ておりました163号線の問題、JR関西線の問題、いろんな問題があるかとも思います。残念ながらJR関西線につきましては、その電化の見通しは全く立ってはおりません。私も元国鉄ですので、陳情活動に行っていました。自民党に変わる前の民主党政権の時代でしたが、民主党本部にまで押しかけたこともございます。しかし、なかなかそれも現実化しないのが今の姿だと私は思います。

そういった中で、町の活性化はこれは行政の仕事であるといいながら、なかなか難しい状況にあるのも、これも現実です。そういったことも踏まえて、私はもう一つ大きな、観光と同時に大きな柱になる産業の掘り起しといったものを現在考えております。そして、行政として、先ほども出ておりましたいわゆる行政のスリム化といったことも、デイサービスも含めての話ですが、そういったことも考えております。それから、今回の予算編成に当たって

は、そういったことも含めて予算編成に当たってまいりたいと考えます。

これで回答になったかどうかわかりませんが、私はまず行政の責任として、町の活性を図りながら若者が定住でき得るまちづくりを考えていきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今町長が言われましたように、そういう産業を興して、そういう声を活かして、若者たちの定住を促していく、これは当然のことであって、これは将来的なことであります。私が言っているのは、今日の前のそういうことも取り組んで、これは両輪として取り組んでいかれて、ぜひともこういうことに取り組んでいただきたいと私は思っております。

結婚されたら外に出て行ってしまふ、そういうことのないように一貫した支援を樹立されて、そういうことがないような取り組みが私は必要だと思うんです。その辺どうですか。もっとこれ以上の支援策、何か考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員からいただきました支援策については、なかなか今すぐこれですという答えはないんですけども、先ほどの婚活の話で、確かにすぐに相手がいるとするなら、また引っ張ってきて、また結婚、出産等ともなると思えます。

ただ、京都府でも婚活が、2年ほど前やったと思えますけれども、これ1回でもう終わっています。なぜ終わったかといえば、いろんな理由があります。やっぱり行政でやるからには行政への責任問題、またもう一つが、一番大事なことは、こういう小さな町村でそういうことをするという事は、例えば相手が来ていただくとするならその相手のところも人が減るわけですね。取り合いじゃないんですけども、そういう部分もあります。よって、行政ではなかなかこうするのはちょっと難しいかなと。だから、いろんな実行委員会的なものを立ち上げられて、その中で行政がフォローできるところは当然フォローをやらせていただくと、それが多分町長の答えだったと思えます。

また、支援策としては、町長が今言いましたとおり、もうひとつ新しい町の柱的なものを立てた中で町の活性化を図りたい、それで雇用の場の促進、また若者定住の促進、先ほど話ありました住宅の建設、住宅問題等々踏まえた中で総合的に判断していくことが、これから笠置町に一番求められているものではないかなと、私はそのように考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

その件はこれで結構です。

最後に、有事における避難支援を必要とされる方への対応についてであります。

午前中に向出議員に対して、そういう情報を区長さんに開示すると答弁されました。区長さんに情報開示して、区にそういう体制をつくってくださいと、そういうことで区長に開示されるんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

要配慮者名簿の活用でございますが、そのときの災害対策本部の考え方によって開示の方法がいろいろ検討されるものと考えております。一概に区長さんに一括してお願いするんじゃないし、やはりその中に、災害対策本部の中には消防の連携もあり、医療の連携もあり、当然、民生児童委員会との連携もあります。総合的な中でその名簿の活用方法が検討されるものと考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

隣の木津川市では、援助を必要とされる方、申し込んでください、手上げ方式、同意方式で取り組んでおられます。笠置町も同意方式、手上げ方式で確立できないんでしょうか。その辺お聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 向出議員さんのときに多少触れさせていただいたんですが、手上げ方式というのは平常時でも個人情報公開してもいいですよというふうな活用というふうにご理解しております。それが果たして、この小さな笠置町に本当に適合しているのかどうかというのを、まず今、行政の担当としては疑問視しているところでございます。

介護度におきましても、極端なことを言いますと、6カ月で病状というのは変化していきます。再認定を受ける形もあります。認知症の方も当然でございます。そういう方に手を上げてくださいよ、上げられた方だけ平時、避難体制だけを確認していく、上げられない方については平時から情報が開示できないものですから計画のしようがない。なおかつ、情報の管理を常にしていく必要がある。それだけ人材をかいていく必要がございます。細心の情報を持っていないと、手上げ方式については非常に活用が難しいものでございます。それよりも、秘密を保持できる機関が、いざというときに全ての情報を開示できるような活用方法に統一するほうが、情報あれもあり、これもありというふうな複数な対応をするほうが混乱が生じ

るような気もしますし、そこは議論の分かれるところでございまして、いろんな活用方法もほかに考えられるかもしれませんが、今現状としては関係機関の情報の一元化を要配慮者名簿で持つというふうな認識でおります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

手を上げられなかった方以外はほっといて、そういうことではなくて、手を上げられなかった方にも独自にそういう計画を立てる、そういうものは当然必要であります。

国は、こういう政策は行政が主導でやりなさいと、そういうふうな指導が来ていると思います。行政、区長さんまたは消防団、民生委員の方が、円卓でそういうことを議論する、そこから始めていただきたい、そういうことだけ確認したいわけですけども、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

当然、関係機関、連携する場というのは必要であろうかと思えますし、それに努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

人の命にかかわることですので、ぜひ前向きに取り組んでいていただきたいと思えます。続きまして、いこいの館についてお聞きをします。

かしばに業務委託されて半年近くたちました。私は一人でもいこいの館のためにと頑張ってよく行きます。そんな中で感じたこと、見たことでお聞きをします。

第一に、入館者数が減っているのではと心配をしております。私たちは民間に委託すれば、民間の活力、ノウハウ、アイデアを導入されて、明るく活気づき、入館者数もふえると期待していたわけですが、そうにはなっておらないと感じております。いこいにとってはよろしくないことで、この現状、どのように町長はお考えなのでしょうか。なぜこのような現状になっているとお考えなのでしょうか、あわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員のいこいの館についての質問であります。民間に業務を委託した、そしたら入館者数がふえると期待していたが、そうではないのではないかと、どう思われますか。私は、民間のやっておられる業務をかしばに委託したわけですので、その原因等

については企業で原因をつかんでおられる、そして企業努力をされておられるんだということを感じております。現にホームページの改善ですとか、いろんなことをやられているということも聞いております。これからPRにも力を注いでいくということも聞いておりますので、私は今後、民間のいわゆる株式会社かしばの企業努力に期待をいたしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

いこいの館の運営に当たっては、かしば側とわかさぎ側の定期的な運営協議会のようなものが必要であります。やっておられるのかどうか、またこういう話、そこで当然話し合わなければならないことだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） かしばとの協議につきましては、担当課で企画が担当しておりますが、常々かしば側と協議を行っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

特別委員会で、かしばの社長とわかさぎの社長である町長が定期的にそういう協議をすると、そういうことを言っておられました。そういうことは今されておられないのですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） トップ同士の会談は、現在のところ遠のいておりますが、近々やるつもりであります。その前に、やはり現場でどういうことになっているのか、そういったことが一番大事ですので、現場で担当課とそれからかしばの料理長との間でいろいろ協議がされております。やはり私どもも、いこいの館というのは笠置町のかげがえのない財産でありますので、それはそういったつもりでかしばに業務を依頼したということを含めて、担当課が熱心に通っていると。トップ同士の会談はまたこれからやるつもりであります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今町長が言われましたように、いこいの館はかしばに委託したわけですがけれども、町の重要な財産であります。2社が力を合わせてこれを発展させていかなければならない、そういうことありますから、入館者が減っていることについても、やっぱりわかさぎ側もそれなりの原因を探って提言していく、そういう姿が私はあるべきだと思います。

今回、かしばとの業務委託契約は3年間あります。途中で解約、解除されるということ

はあり得ないと思うわけですが、途中解約という最悪の事態、想定内におありですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） これらにつきましては、いこいの館特別委員会の場でも再三協議された事項であります。その中で、やはりこれから将来、どういった天災、災難が起こるかもわかりません。そういったとき、かしば側の理由で退散されるのか、あるいは町側の理由になるのか、その辺のところはわかりませんが、私はそういったことは今のところ想定はいたしておりません。そういったことについては、やはり今までのいこいの館の運営委員会の場でもいろいろ協議されたことであります。そして、いわゆる保証金2,000万というものもお預かりいたしておりますので、そういったところで対処していければいいのではないかなど、そんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

順調にこのままいきますと、あと2年半の猶予があります。この2年半で将来のいこいのあり方を確立されていく必要があると思います。今かしばに委託されている形態は、既に指定管理になっております。町長も指定管理の形が一番よいと言われております。法的にもきちんとした指定管理にしていくための取り組みがこの2年半で必要と私は考えます。

まず、指定管理制度の町条例が必要です。次に、わかさぎの財産を町に移す必要も出てきます。どのように取り組まれていかれるのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、西村議員のほうから話ありました指定管理制度、確かに議員の御指摘のとおり、あと2年半の業務委託の間に指定管理制度の条例化がまず必要やということで、これの件については我々もそのように認識し、できるならば26年度に制定を考えております。

ただ、これもいこいの館だけじゃなしに、笠置町にある公共施設全てを含んだ中での指定管理制度を考えております。あくまで予定ですので、申し上げます。

それとあとは、財産の移す方法という話がございます。この件につきましては、有限会社わかさぎと町とでの財産をどのようにするか、私は2つしかないと思います。1つは譲渡、もう一つは寄附、この2つしかないのではないかなというぐあいに思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 2年半かけて、将来に向けてこの制度を確立していただきたいと思いま

す。

わかさぎの財産を町に移してわかさぎをなくすときに、出資金の問題が生じてきます。町からわかさぎに計8,000万円出資されております。これも町のお金です。皆さんのお金でもあります。きちんと処理されなくてははいけません。出資金については支出科目24節にこう掲載されております。出資金とは、公益上の必要性から共同指定事業を行う場合その他財産援助の目的で投資する、出資する場合も出資金として計上される。本来出資金は債権及び株式の取得に要する経費であるが、運用資金の一つでもある。この出資金の使用方法は、出資を受けた相手方、わかさぎに委ねるもので、使用内容は千差万別。この出資金が当該年度で増減したとしても、契約期間内であれば、あえて出資金の額の増加や減額補填の処理を行うことは必要としない。通常の場合は、出資金の返却は出資した相手方が解散などの事態が生じた場合には、出資金同額の返還を受けることが通常であるが、この出資金の目的がどのような内容で出資されたかによって返還の意味が問われるとあります。

これによりますと、出資金で8,000万円のうち、現在純資産合計が5,154万2,469円となっていて、収益剰余金が2,845万7,531万円のマイナスとなって目減りをしております。この件については当面整理する必要がないが、解散するなどのときには整理が必要とされています。この点と、わかさぎの解散のときには、出資金同額の返還を町にさせていただく必要が発生するとされております。わかさぎと町との間にこの出資金についてどのような契約があったのか、覚書を交わされていたのかによって、この問題が大きく変わってきます。

それと、出資金がまた別枠でプールされていたのか、あわせて2点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

出資金の覚書等については、私今も持ち合わせておりませんので、ちょっと説明がつかないわけではありますが、出資金が目減りしているのではないかと、数字を示されて説明されましたが、私のほう、手元ではそういった数字をつかんでおりませんので、今お答えをいたしかねます。

ただ、出資金の扱いについては、町から有限会社わかさぎに出資をいただいたものであります。そういった形の出資金、今後どのようなようになっていくのか、やはり今の有限会社わかさぎの状態では、はっきり申し上げて資産はゼロといった形のものであります。ただ、固定資産のほうは現在のほうも五千何がしかのものがあります。しかし、この出資金と固定資産と

の相殺というのは税法上できないということを私は聞いておりますので、実際のところ、この出資金は、000万のままであるという解釈を私はいたしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

何回も言いますが、この出資金8,000万円というのは、町民のお金であります。

1円たりとも不明な面があってはいけない、私はそのように思っております。

今町長の答弁の中で、契約覚書などあるけど今持っていない、そういう答弁をされました。ぜひともこの覚書、契約みたいなのがあれば見せていただきたいと思います。議長、その辺要望しておきます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） すみません、協定書か覚書等については、再度確認はやらせていただきます。ただ、私も認識不足で申しわけないんですけれども、多分この出資金についてはそういう部分と、もう一つの方法として会社の定款の中でうたう方法もあるかなというぐあいには、私はちょっと認識不足で間違いかわかりませんので、そういう部分もありますので、有限会社わかさぎの定款も再度確認する必要があるかなというぐあいに思います。

それと、町長が先ほど申しあげましたとおり、出資金と有限会社わかさぎの不動産との相殺はできないという部分でございます。ただ、この件についても、再度確認を今しているところでございますので、もしできるとするならば相殺のほうもあるやろうし、もしできなかつたらできないで8,000万の部分について損失補填的なものを、また解散するとなった場合、議会のほうへもやっぱり提案していかなければ、有限会社わかさぎを潰すというか、なくならすわけにはいきませんので、これも先ほど議員がおっしゃった2年半の間で、何らかの形で笠置町に全てを移しかえる一つの方法として、これも今探っているところでございます。

いずれにしましても、我々も2年半の中で、できるものについては対応して、やっぱり指定管理制度、3年後は指定管理制度に何とか移行できるような方法を今探っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

どうか2年半かけて、この制度の確立とこの出資金の扱いについて、もっと慎重に町民にわかりやすく説明できるように提示をお願いしておきます。

もう1点、いこいの館に関して、条例で何度も指摘して見直す、整理する必要があると私、何回もしているんですけども、特にゲートボール場はわかさぎの財産であって、町の行政財産ではありません。ゲートボール場の使用料は条例で決めることは、自治法の225条に抵触するのではないかと私は思っております。また、公の施設ではありませんから、議会の議決権の対象にならないと私は判断します。だから、これは条例から外すべきと私は考えております。この辺はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、ゲートボール場の部分の話だと思うんですけども、ゲートボール場の所有者は有限会社わかさぎですよ。だから、行政財産でも普通財産でもございません。あくまで有限会社わかさぎの財産でございますので、当然その分についての使用料等については今後やっぱり検討させていただきたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

よろしく対応お願いをしておきます。

最後に、諸工事について質問をさせていただこうと思ったんですけども、あと3分という時間をお聞きしました。その中で1つだけお聞きをします。

笠置町が18号のときも孤立をしたわけです。一応基幹道路の163号線は、東西とも一時期通行どめになってしまった。東側の坂本さん宅の前についてはかさ上げを考えておられることを聞きました。西側については切山地区のほうから土砂や地下水の水が大量に流れてきて、一時期不通になってしまった。そういうことで、切山地区の地すべりが、切山地区の地下水が1つの問題になっているということで聞いております。

これに関して、切山の地すべり対策工事が地下水の流出などを防いでいく、それが1つの大きな要因とも言われております。地すべりの原因である地下水を下げるために、井戸をあと3基掘る工事が残っております。これが完成すれば、切山からの163号線への地下水の流出は減るとされております。一日も早い工事再開を願います。

先日府の職員の方から、この工事の説明を議員にいただきました。工事進入路の拡幅工事、用地買収、本体の工事費、まだ予算がついていないと言われました。一日も早く工事を再開していただくために、町、議会、地元、力合わせて予算要求をしていく必要があります。町長の不退転の決意をお示してください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 切山の地すべり工事については、掘削井戸があと3基ということになっております。やはり、これは切山地域だけの問題ではなくて、下にあります163号線、木津川を含めた、やはり地すべりを防いでいくという大きな事業でもあるわけでありますので、やはり町といたしましても、できるだけ早い時期にこの工事が完成するように要望してまいりたいと考えております。

予定ではあと3年ぐらいかかるということも聞いておりますが、平成26年度以降できるだけ早期の完成を目指してやっていただくように、京都府に要望を上げてまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

よろしく願いしておきまして、私の一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成25年12月第4回笠置町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 向 出 健

署名議員 大 倉 博